

## 搬出工事担当者の皆様へお願ひ

新規受入地に限らず、各受入地情報は受入事業者からご提供いただいたものであり、受入時期や受入土量は見込みを含んでいることから、受入地側の事業進捗状況等により年度途中でも変更が生じる可能性があります。

また、搬出される工事についても、搬出土量や時期、実際に搬出する土砂の土質や粒度分布等が想定と異なって、受入地側の条件を満たせなくなった場合等は、搬出ができなくなります。

従って、搬出工事が受入地リストに登録済となっていても、完全に土砂の搬出が約束されたものではありません。

このことをご認識いただき、設計段階や施工計画作成時等、要所において受入地の状況を U C R に確認いただきますようお願い申し上げます。

問い合わせ先

株式会社建設資源広域利用センター

首都圏課 TEL 03-6205-8347

# 目 次

## はじめに

1 事業の仕組みと当社の役割	p.1
2 UCRが斡旋する受入地（以下、「UCR受入地」）に搬入する土砂	p.1
3 留意していただくこと	p.2
4 UCR受入地の受入日及び受入時間	p.2
5 UCRの営業日等（相談、受付等業務）	p.2
6 UCR受入地の受入料金	p.2
土質区分基準（表－1）	p.3
調査試験方法（表－2）	p.4
コーン指数の測定方法（参考表）	p.4

## 第Ⅰ章 発注機関の皆様へ

1 UCR受入地を利用できる発注機関	p.5
2 UCR受入地利用の申込方法	p.5
3 UCR受入地の利用条件	p.5
4 発注工事の請負契約上の措置のお願い	p.6
5 工事請負者への証明書類の交付	p.6
6 土質不適合、設計変更時等の措置	p.7
7 UCR利用の全体フロー	p.8
工事間利用で注意して頂くこと（搬出側）	p.9

## 第Ⅱ章 請負者の皆様へ（UCR受入地への搬入を申し込まれる皆様へ）

1 搬入申込みの手続と手順	p.10
2 搬入申込みのフロー	p.14
3 UCRへの提出書類	p.15
4 留意事項	p.18
5 受入地別提出書類一覧表	p.19

## 第Ⅲ章 運搬についての注意事項

### 受入地毎の提出書類

1 全ての受入地で申込時に提出が必要な書式、図書類	p.23
(1) 全ての受入地で必要な書式、図書類	p.23
様式1　土砂搬入申込書	p.24
様式2　土砂搬入計画表	p.25
様式3　分割発券申請予定表	p.26
様式4　発券申請書	p.27

様 式 5	地質分析（濃度）結果証明書	p.28
様式 5-1	地質分析（濃度）結果証明書 （様式5-2、5-3、5-4使用の受入地以外）	p.28
様式 5-2	地質分析（濃度）結果証明書 「市川港」「横浜鈴繁埠頭」「大磯町大磯港」「城南島」	p.29
様式 5-3	地質分析（濃度）結果証明書 「三郷市番匠免」	p.30
様式 5-4	土壤検査結果証明書 「横須賀市久里浜港」	p.31
様 式 13	仮置場使用確認書	p.32
<b>2 受入地により申込時に追加で提出が必要な書式、図書類</b>		p.33
(1) 「江戸川河川事務所の受入地」「利根川上流河川事務所の受入地」「羽生上岩瀬地区」「水谷調節池」「厚木環状3号線」「板橋区板橋」「羽田空港跡地地区」「上武大橋左岸」「鴻巣・行田地区ヤード」で必要な書式、図書類		p.33
(2) 「青梅地区」「八王子地区」で必要な書式、図書類		p.34
(3) 「秋ヶ瀬ヤード」「西遊馬ヤード」で必要な書式、図書類		p.34
(4) 「市川港」「三郷市番匠免」「横浜鈴繁埠頭」「大磯町大磯港」「城南島」「小山町新柴」「相模原市相模原」で必要な書式、図書類		p.35
(5) 「横須賀市久里浜港」で必要な書式、図書類		p.36
様 式 6	土砂等発生元証明書	p.37
様式 6-1	土砂等発生元証明書 「市川港」「横浜鈴繁埠頭」「大磯町大磯港」「城南島」「小山町新柴」	p.37
様式 6-2	土砂等発生元証明書 「三郷市番匠免」	p.38
様式 6-3	土砂等発生元証明書 「横須賀市久里浜港」	p.39
様式 6-4	土砂等発生元証明書 「相模原市相模原」	p.40
様 式 7	検査試料採取調書	p.41
様式 7-1	検査試料採取調書 「市川港」「横浜鈴繁埠頭」「大磯町大磯港」「城南島」「小山町新柴」	p.41
様式 7-2	検査試料採取調書 「三郷市番匠免」	p.42
様式 7-3	検査試料採取調書 「横須賀市久里浜港」	p.43
様式 7-4	検査試料採取調書 「相模原市相模原」	p.44
様 式 12	運搬車両一覧表	p.45

様式12- 1	運搬車両一覧表	p.45 「青梅地区」「八王子地区」「小山町新柴」
様式12- 2	運搬車両一覧表	p.46 「秋ヶ瀬ヤード」「西遊馬ヤード」
様 式 14	建設残土発生場所等証明書	p.47 「横須賀市久里浜港」
<b>3 土量増や工期延伸などが生じた時に提出が必要な書式、図書類</b>		p.48
(1)	全ての受入地で提出が必要な書式、図書類	p.48
(2)	受入地により追加で提出が必要な書式、図書類	p.49
①	「市川港」「三郷市番匠免」「横浜鈴繁埠頭」「大磯町大磯港」 「城南島」「小山町新柴」「相模原市相模原」	p.49
②	「横須賀市久里浜港」	p.50
③	その他の受入地	p.51
様 式 8	(工期・) 発生土量の変更に伴う証明書	p.52
<b>4 完了時に提出が必要な書式、図書類（全受入地共通）</b>		p.53
(1)	申込土量より搬入土量が少ない場合に提出が必要な書式、図書類	p.53
(2)	申込土量全量の搬入が完了した場合に提出が必要な書式、図書類	p.53
(3)	UCRからの土砂搬入完了確認書が必要な場合に提出が必要な書式、図書類	p.53
様 式 9	土砂搬入完了精算書	p.54
様 式 10	土砂搬入完了届	p.55
様 式 11	土砂搬入完了確認依頼書	p.56
そ の 他	土砂搬入完了確認書（当社から発行します） 「土砂搬入完了確認依頼書」の提出を受けて発行します。	p.57

※ 様式1～14については、当社ホームページからダウンロードできます。  
 検索サイトから「UCR」⇒「建設資源広域利用センター」⇒首都圏事業「提出書類ダウンロード」から必要な様式をダウンロードしてください。  
 （様式によりWord、Excel、PDFの各形式があります。）

#### (参考)

**神奈川県都市整備技術センターが窓口になる案件**（神奈川県発注工事、県内市町村発注工事（政令市を除く））については、p.21の提出書類一覧表を参照してください。  
 様式については上記ホームページ「書類ダウンロード（神奈川県都市整備技術センター受付工事）」からダウンロードできます。

2021年度UCR首都圏事業受入地位置図 ..... p.58

2021年度UCR建設発生土受入地一覧表 ..... p.60

試験項目・注意事項 ..... p.62

2021年度UCR受入地別建設発生土の特定有害物質等試験項目一覧表 ..... p.64

地質分析・ダイオキシン類の含有濃度試験の試料採取方法及び写真撮影 ..... p.68

試料採取状況写真の撮影方法 ..... p.70

「横須賀市久里浜港」受入地における試料採取方法及び写真撮影 ..... p.71

「横須賀市久里浜港」受入地における試料採取状況写真の撮影方法 ..... p.72

### 注 意 事 項

- ◎試験実施前に、工事平面図・標準横断図・土質柱状図などを用意の上、試料採取方法や試験項目・頻度について、UCR担当者までご相談ください。
- ◎受入地の事業計画変更等により受入可能時期・土量・土質等が変更になる場合があります。その際ご希望に沿えないこともありますので、あらかじめご了承ください。ご利用を検討されている担当者の皆様には、設計・積算の段階で最新の情報を問い合わせさせていただきますようお願いします。(詳細はp.5を参照願います。)

※地質分析事業者の紹介は、下記協議会へお問い合わせください。

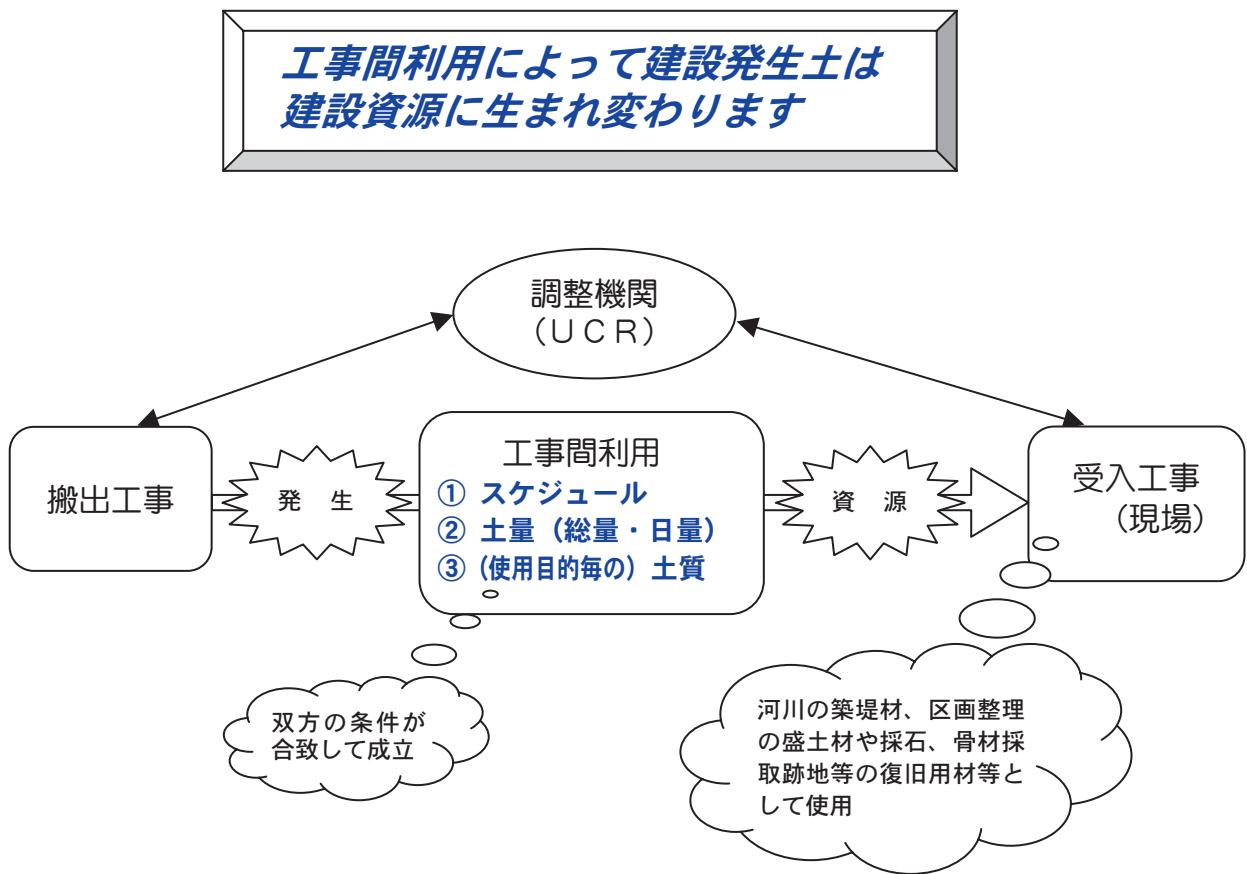
- |       |   |
|-------|---|
| ◇東京都  | 東京都環境計量協議会  |
|       | TEL 03(5812)4111  |
|       | URL <a href="http://www.toukankyo.org/">http://www.toukankyo.org/</a>     |
| ◇埼玉県  | (一社) 埼玉県環境計量協議会   |
|       | TEL 048(646)5727  |
|       | URL <a href="http://www.saikankyo.jp/">http://www.saikankyo.jp/</a>       |
| ◇神奈川県 | (一社) 神奈川県環境計量協議会  |
|       | TEL 045(790)5280  |
|       | URL <a href="http://www.shinkankyou.com/">http://www.shinkankyou.com/</a> |
| ◇千葉県  | 千葉県環境計量協会   |
|       | TEL 043(233)8967  |
|       | URL <a href="http://www.senkankyou.jp/">http://www.senkankyou.jp/</a>     |



# はじめに

UCRの首都圏事業は建設発生土を資源として有効利用することを通じて、公共事業の円滑な推進と循環型社会づくりに貢献することを目的としています。

## 1 事業の仕組みと当社の役割



## 2 UCR が斡旋する受入地（以下、「UCR受入地」）に搬入する土砂

- (1) 搬入可能な土砂は、土砂搬入申込書に記載された土砂に限ります。  
土砂搬入申込書に記載された工事現場以外の土砂は、搬入できません。
- (2) 建設発生土の土質区分は、土質区分基準（表一1）により分類されます。  
次のような土砂は、搬入できません。
  - ① 受入地が定める基準に適合しない土砂（土質、有害性等）
  - ② 関係する法令等の基準値を満たさない土砂\*
  - ③ 一般廃棄物及び産業廃棄物が混入している土砂

\* 土壤汚染対策法施行規則で定める基準（p.62参照）を超過する場合、又は土壤汚染対策法第6条（要措置区域）あるいは第11条（形質変更時要届出区域）に指定されている区域からの搬出を予定する場合は、事前にご相談ください。

### 3 留意していただくこと

- (1) 搬入時期や土量、試料採取方法等受入地毎の調整が必要となりますので、  
搬入申込みの前に、必ず事前にＵＣＲ担当者に相談してください。  
事前の相談がない場合は搬入をお断りする場合もあります。
- (2) UCR受入地の事情により、受入計画に変更があった場合などに、**受入地の変更**をお願いする場合があります。
- (3) 悪天候、交通事情、突発的事故等により受入れができない場合には、受入れを停止又は制限する場合があります。
- (4) 「土砂搬入管理券」は、第三者に譲渡することはできません。  
譲り受けた「土砂搬入管理券」は、**無効**です。

### 4 UCR受入地の受入日及び受入時間

- (1) 受入日は、原則として**日曜日、国民の祝日（振替日を含む）、夏期休暇（旧盆等）、年末年始を除く平日**とします。土曜日については、別途受入地毎に定めます。
- (2) 受入時間は**午前8時30分から午後4時30分までを標準**としますが、受入地毎に定めています。  
なお、夜間の受入れが可能なUCR受入地もあります。

### 5 UCRの営業日等（相談、受付等業務）

UCRの営業日は、土曜日、日曜日、国民の祝日（振替日を含む）、年末年始を除く平日（月曜日から金曜日）、営業時間は午前9時から午後5時30分です。

また、問い合わせ先は「**首都圏課TEL（03-6205-8347）**」です。

### 6 UCR受入地の受入料金

- (1) UCR受入地の受入単価は、「受入地」によって異なりますので、**本書「2021年度UCR建設発生土受入地一覧表（p.60～61）」**、または、当社ホームページ「受入地一覧（受入条件）」をご参照ください。
- (2) **受入料金 = （発券土量 × 受入単価） + （消費税）**  
**発券土量 = 発券枚数 × ダンプ1台当たりの積載土量**
- (3) 土砂搬入管理券は、搬入申込土量の搬入に必要となるダンプの台数分購入してください。

**発券枚数 = 搬入申込土量 ÷ ダンプ1台当たりの積載土量 … （端数切上げ）**

※ 平均単位体積重量が1.8t/m<sup>3</sup>の場合、10t車で5.55m<sup>3</sup>、4t車で2.22m<sup>3</sup>、3t車で1.66m<sup>3</sup>、2t車で1.11m<sup>3</sup>

（久里浜港については、ほぐし土量で10t車で6.66m<sup>3</sup>、4t車で2.66m<sup>3</sup>、3t車で1.99m<sup>3</sup>、2t車で1.33m<sup>3</sup>を標準とします。）

受入料金の払い込みの確認をした後、申請された枚数の土砂搬入管理券を発行します。

表-1

## 土質区分基準

(H18.8.10 国土交通省通知「発生土利用基準について」から)

区分 (国土交通省令) <sup>*1)</sup>	細区分 <sup>*2),3),4)</sup>	コーン 指數 $q_c$ (kN/m <sup>2</sup> )	土質材料の工学的分類 <sup>*6),7)</sup>		備考 <sup>*6)</sup>	
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) Wn (%)	掘削方法
第1種建設発生土 〔砂、礫及びこれ らに準ずるもの〕	第1種	—	礫質土	礫{G}、砂礫{GS}	—	・排水に考 慮するが、 降水、浸出 地下 水等 によ り含 水比が増 加する と予想さ れる場合 は、1ラン ク下の区 分とする。
			砂質土	砂{S}、礫質砂{SG}	—	
	第1種改良土 <sup>*8)</sup>		人工材料	改良土{I}	—	
第2種建設発生土 〔砂質土、礫質土 及びこれらに準 ずるもの〕	第2a種	800 以上	礫質土	細粒分まじり礫{GF}	—	・排水に考 慮するが、 降水、浸出 地下 水等 によ り含 水比が増 加する と予想さ れる場合 は、1ラン ク下の区 分とする。
	第2b種		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	第2種改良土		人工材料	改良土{I}	—	
第3種建設発生土 〔通常の施工性 が確保される 粘性土及びこ れに準ずるもの〕	第3a種	400 以上	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	・排水に考 慮するが、 降水、浸出 地下 水等 によ り含 水比が増 加する と予想さ れる場合 は、1ラン ク下の区 分とする。
	第3b種		粘性土	シルト{M}、粘性土{C}	40%程度以下	
	火山灰質粘性土		火山灰質粘性土{V}	—	—	
	第3種改良土		人工材料	改良土{I}	—	
第4種建設発生土 〔粘性土及びこれ に準ずるもの (第3種建設 発生土を除く)〕	第4a種	200 以上	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	・水中掘削 等による場 合は、2ラン ク下の区 分とする。
	第4b種		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40~80%程度	
	火山灰質粘性土		火山灰質粘性土{V}	—	—	
	有機質土		有機質土{O}	40~80%程度	—	
	人工材料		改良土{I}	—	—	
泥土 <sup>*1),9)</sup>	泥土a	200 未満	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	・水中掘削 等による場 合は、2ラン ク下の区 分とする。
	泥土b		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	80%程度以上	
	火山灰質粘性土		火山灰質粘性土{V}	—	—	
	有機質土		有機質土{O}	80%程度以上	—	
	高有機質土		高有機質土{Pt}	—	—	

\*1) 國土交通省令（建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60）においては区分として第1種～第4種建設発生土が規定されている。

\*2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを決めるものではない。

\*3) 表中の第1種～第4種改良土は、土（泥土を含む）にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。

例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指數400kN/m<sup>2</sup>以上の性状に改良したものである。

\*4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。

\*5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指數(表-2参照)。

\*6) 計画段階（掘削前）において発生土の区分を行う必要があり、コーン指數を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系（（社）地盤工学会）と備考欄の含水比（地山）、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指數を測定して区分を決定する。

\*7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。

\*8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。

\*9) 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環境省通知）

・地山の掘削により生ずる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。

（建築工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年6月1日 環境省通知）

・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」（国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日）を適用するものとする。

表－2

## 土質区分判定のための調査試験方法

(H18.8.10 国土交通省通知「発生土利用基準について」から)

判定指標 <sup>*1)</sup>	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数 <sup>*2)</sup>	締固めた土のコーン指数試験方法	JIS A 1228
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	JGS 0051
自然含水比	土の含水比試験方法	JIS A 1203
土の粒度	土の粒度試験方法	JIS A 1204
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	JIS A 1205

<sup>\*1)</sup> 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。<sup>\*2)</sup> 1層ごとの突き固め回数は、25回とする。(参考表参照)

### 参考表

#### コーン指数 (q c) の測定方法

(H18.8.10 国土交通省通知「発生土利用基準について」から)

供試体の作製	試料	4.75mm ふるいを通過したもの。 ただし、改良土の場合は9.5mmふるいを通過させたものとする。
	モールド	内径 $100 \pm 0.4$ mm 容量 $1,000 \pm 12$ cm <sup>3</sup>
	ランマー	質量 $2.5 \pm 0.01$ kg
	突き固め	3層に分けて突き固める。各層ごとに $30 \pm 0.15$ cm の高さから 25回突き固める。
測定	コーンペネトロメーター	底面の断面積 $3.24\text{cm}^2$ 、先端角度 30 度のもの
	貫入速度	$1\text{cm/sec}$
	方法	モールドをつけたまま、鉛直にコーンの先端を供試体上端部から 5cm、7.5cm、10cm 贫入した時の貫入抵抗力を求める。
計算	貫入抵抗力	貫入量 5cm、7.5cm、10cm に対する貫入抵抗力を平均して、平均貫入抵抗力を求める。
	コーン指数 (q c)	平均貫入抵抗力をコーン先端の底面積 $3.24\text{cm}^2$ で除する。

注) ただし、ランマーによる突き固めが困難な場合は、泥土と判定する。

\* 「締固めた土のコーン指数試験方法 (JIS A 1228)」(地盤工学会編「土質試験の方法と解説 第一回改訂版」pp.266-268) をもとに作成

# 第Ⅰ章 発注機関の皆様へ

## 1 UCR受入地を利用できる発注機関

- (1) 国及び地方自治体等（都県、区市町村及び関連する公社等）
- (2) 特殊法人、独立行政法人、国立大学法人
- (3) 公益企業（鉄道、電気、通信、ガス、学校教育法による学校等）
- (4) 土地区画整理組合、市街地再開発組合等
- (5) その他、事業内容に公共、公益性が認められる工事を実施する機関
- (6) 民間企業（発注元又は元請施工業者が当社の出資会社の場合等（1件あたり1千m<sup>3</sup>以上に限る））

## 2 UCR受入地利用の申込方法

### (1) 「UCR利用調整会議」での申込み

公共工事の場合には、UCR受入地の利用を調整するために「UCR利用調整会議」がおかれています。

「UCR利用調整会議」は原則として毎年11月に1回目を開催、UCR受入地リストを各構成機関に提示しています。そのリストに基づき利用希望を募り、調整のうえ搬入工事ごとにUCR受入地を決定、2月に開催する2回目の調整会議でお知らせしています。

「UCR利用調整会議」の構成機関は、東京都、神奈川県、埼玉県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、（独）都市再生機構、東日本高速道路（株）、中日本高速道路（株）、首都高速道路（株）及び（株）建設資源広域利用センター（UCR）です。

事務局は、（株）建設資源広域利用センター（UCR）にあかれています。

### (2) 「UCR利用調整会議」対象以外での申込み（随時）

『「UCR利用調整会議」での調整がなされなかった公共工事』及び『民間工事』につきましては、事前に当社ホームページや当社へのお問い合わせによりUCR受入地の最新情報をご確認くださいますようお願いします。

また、発注時点でUCRに直接ご相談いただければ、UCR受入地の最新情報を確認のうえ、建設発生土の受け入れが可能か調整させていただきます。

## 3 UCR受入地の利用条件

受入地、土質、搬入方法については、「2021年度UCR建設発生土受入地一覧表（p.60～61）」をご覧ください。

**受入料金は、受入地によって異なります。**

## 4 発注工事の請負契約上の措置のお願い

- (1) 請負工事契約の**特記仕様書**などに、「搬入するUCR受入地」の場所、「土量」、「受入単価」、「試験に関する事項」などの**条件を明記**してください。
- (2) 工事の積算額の中に、「**UCR受入地までの運搬経費**」、「**UCR受入料金**」、「**試験費用**」(**未実施の場合**)を計上してください。
- (3) UCR受入地は工事間利用を基本としていますので、土砂搬入申込み後、受入先との協議等に所定の日数を必要とします。**土質試験・受入地協議・条例上の手続・発券手続期間を考慮した余裕のある発注**を心掛けてください。(p.13 参照)

## 5 工事請負者への証明書類の交付

公共工事の発注機関の皆様には、工事の請負者が、UCR利用申込みに際して必要となる下記の事項の確認及び証明をお願いいたします。

### (1) 土砂搬入申込書の事実確認及び証明（監督員の記名、押印）

年　月　日																																					
<b>土砂搬入申込書</b>																																					
〔新規／第　回変更（土量増、工期延伸　承諾番号_____）〕																																					
株建設資源広域利用センター 御中																																					
工事請負者 住 所 法人名 代表者職氏名	印																																				
次のとおり建設発生土の搬入を申し込みます。 なお、搬入中及び搬入後の土砂の中に受け入れ先の品質基準に適合しないものの混入が発見された場合は速やかに撤去します。																																					
<table border="1"><tr><td>搬入先（受入地名）</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>発注機関</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>工事名</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>工事場所</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>契約工期</td><td>当初・変更前 年　月　日</td><td>～</td><td>年　月　日</td></tr><tr><td>搬入申込土量 (地山)</td><td>当初・変更前 <math>m^3</math></td><td>変更後 <math>m^3</math></td><td>差引増 <math>m^3</math></td></tr><tr><td>土質</td><td>第種建設発生土( )</td><td>平均単位体積重量(地山)</td><td><math>t/m^3</math></td></tr><tr><td>汚染要因となる環境項目への該当</td><td colspan="3"><input type="checkbox"/>工場・病院跡地など汚染の恐れがある地域 <input type="checkbox"/>法令に基づく届け出、調査を行った地域 <input type="checkbox"/>上記項目には該当しない地域</td></tr><tr><td>工事請負者担当者（氏名） 搬入承諾書送付先（FAX） (郵便番号)</td><td colspan="3">(電話) (携帯) (宛名)</td></tr></table>		搬入先（受入地名）				発注機関				工事名				工事場所				契約工期	当初・変更前 年　月　日	～	年　月　日	搬入申込土量 (地山)	当初・変更前 $m^3$	変更後 $m^3$	差引増 $m^3$	土質	第種建設発生土( )	平均単位体積重量(地山)	$t/m^3$	汚染要因となる環境項目への該当	<input type="checkbox"/> 工場・病院跡地など汚染の恐れがある地域 <input type="checkbox"/> 法令に基づく届け出、調査を行った地域 <input type="checkbox"/> 上記項目には該当しない地域			工事請負者担当者（氏名） 搬入承諾書送付先（FAX） (郵便番号)	(電話) (携帯) (宛名)		
搬入先（受入地名）																																					
発注機関																																					
工事名																																					
工事場所																																					
契約工期	当初・変更前 年　月　日	～	年　月　日																																		
搬入申込土量 (地山)	当初・変更前 $m^3$	変更後 $m^3$	差引増 $m^3$																																		
土質	第種建設発生土( )	平均単位体積重量(地山)	$t/m^3$																																		
汚染要因となる環境項目への該当	<input type="checkbox"/> 工場・病院跡地など汚染の恐れがある地域 <input type="checkbox"/> 法令に基づく届け出、調査を行った地域 <input type="checkbox"/> 上記項目には該当しない地域																																				
工事請負者担当者（氏名） 搬入承諾書送付先（FAX） (郵便番号)	(電話) (携帯) (宛名)																																				
上記のとおり相違ないことを申し添えます。																																					
発注機関（所属） 監督員（氏名） (電話) 印 (FAX)																																					
注意 1) 承諾番号は変更の場合のみご記入下さい。 2) 平均単位体積重量(地山)は $1.8 t/m^3$ とします。これより大きい値となる場合は根拠資料を用意のうえご相談ください。 3) 汚染要因となる環境項目への該当は該当箇所にチェックマークをご記入ください。 4) 発注機関監督員の印は発注元が公共機関（国、地方公共団体、それらの関係機関）の場合は必ず記入・押印してください。																																					
※ 添付書類はUCR受入地利用案内及びHP掲載の提出書類一覧表にてご確認ください。																																					

監督員

## (2) 土砂搬入完了精算書の事実確認及び証明（監督員の記名、押印）

年　月　日																																												
<b>土砂搬入完了精算書</b>																																												
〔承諾番号_____〕																																												
株建設資源広域利用センター 御中																																												
工事請負者 住 所 法人名 代表者職氏名																																												
印																																												
次のとおり土砂搬入が完了し搬入完了土量が搬入申込土量を下回ったので届け出ます。																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">搬入先（受入地名）</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>発注機関</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>工事名</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>搬入申込土量</td> <td colspan="5">m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">搬入完了土量 (券換算)</td> <td>券種</td> <td>使用枚数</td> <td>積載土量</td> <td>搬入土量</td> <td>搬入土量の合計</td> </tr> <tr> <td>t車券</td> <td>枚</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>m<sup>3</sup></td> <td rowspan="2">m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>t車券</td> <td>枚</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>m<sup>3</sup></td> </tr> </table>						搬入先（受入地名）						発注機関						工事名						搬入申込土量	m <sup>3</sup>					搬入完了土量 (券換算)	券種	使用枚数	積載土量	搬入土量	搬入土量の合計	t車券	枚	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	t車券	枚	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
搬入先（受入地名）																																												
発注機関																																												
工事名																																												
搬入申込土量	m <sup>3</sup>																																											
搬入完了土量 (券換算)	券種	使用枚数	積載土量	搬入土量	搬入土量の合計																																							
	t車券	枚	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>																																							
	t車券	枚	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>																																								
上記に伴う受入料金の還付を下記のとおり申請します。																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3">未使用返却券枚数 及び返却券土量</td> <td>券種</td> <td>返却券枚数</td> <td>積載土量</td> <td>返却券土量</td> <td>返却券土量の合計</td> </tr> <tr> <td>t車券</td> <td>枚</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>m<sup>3</sup></td> <td rowspan="2">m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>t車券</td> <td>枚</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>m<sup>3</sup></td> </tr> </table>						未使用返却券枚数 及び返却券土量	券種	返却券枚数	積載土量	返却券土量	返却券土量の合計	t車券	枚	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	t車券	枚	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>																								
未使用返却券枚数 及び返却券土量	券種	返却券枚数	積載土量	返却券土量	返却券土量の合計																																							
	t車券	枚	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>																																							
	t車券	枚	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">受入単価</td> <td>昼 / 夜</td> <td colspan="4">(地山1m<sup>3</sup>当たり) 円</td> </tr> <tr> <td>還付金額</td> <td colspan="5">(税込) 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">還付先</td> <td>金融機関・支店名 銀行 支店</td> <td>口座名義人(フリガナ)</td> <td>科目</td> <td colspan="3">口座番号</td> </tr> <tr> <td>( )</td> <td>当座 普通</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						受入単価	昼 / 夜	(地山1m <sup>3</sup> 当たり) 円				還付金額	(税込) 円					還付先	金融機関・支店名 銀行 支店	口座名義人(フリガナ)	科目	口座番号			( )	当座 普通																		
受入単価	昼 / 夜	(地山1m <sup>3</sup> 当たり) 円																																										
還付金額	(税込) 円																																											
還付先	金融機関・支店名 銀行 支店	口座名義人(フリガナ)	科目	口座番号																																								
	( )	当座 普通																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">備考欄</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>工事請負者担当者(氏名) (電話)</td> <td colspan="5">(携帯) (FAX)</td> </tr> </table>						備考欄						工事請負者担当者(氏名) (電話)	(携帯) (FAX)																															
備考欄																																												
工事請負者担当者(氏名) (電話)	(携帯) (FAX)																																											
上記のとおり相違ないことを申し添えます。																																												
発注機関(所属) 監督員(氏名) (電話) 印 (FAX)																																												
注意 1) 備考欄は工事請負者と払戻先口座名義人が異なるとき、双方の関係をご記入ください。																																												

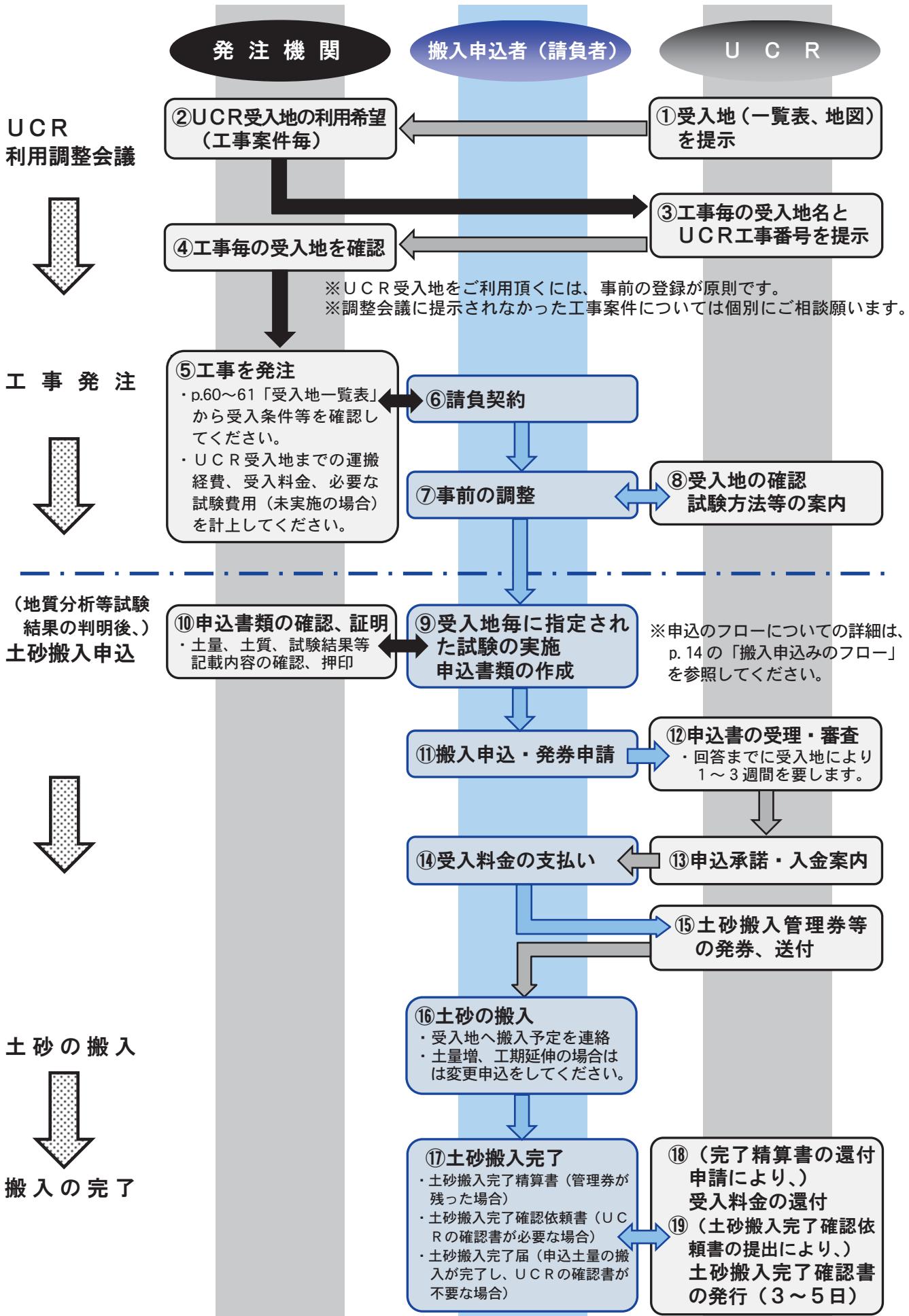
**監督員**

## 6 土質不適合、設計変更時等の措置

UCR受入地では、それぞれの受入地ごとに「受入事業者と協議して定めた受入基準」があります。その基準に適合した「申込書に記載の建設発生土」に限り搬入できます。

- UCRが搬入を承諾し、UCR受入地に建設発生土の搬入を開始した後であっても、受入基準に適合しないことが判明した場合には、今後の搬入をお断りし、搬入済みの土砂についても回収していただきます。
- 設計変更や受入基準に適合しないなどの理由により、搬入土量が変更となる場合は、搬入申込の変更又は搬入完了精算の手続が必要となります。(p.48、53 参照)

## 7 UCR利用の全体フロー



## 工事間利用で注意して頂くこと（搬出側）

1. 受入工事は残土処分地ではありません。
2. 受入側は建設発生土(材料)が無ければ工事ができません。

### 1. 受入工事（現場）は残土処分地ではありません。

- ◇ 常時受け入れられるわけではありません。
- ◇ 必要量しか受け入れません。
- ◇ 土質条件を満足する土しか受け入れません。

### 2. 受入側は建設発生土（材料）が無ければ工事ができません。

- ◇ 受入側にとって建設発生土は材料です。
- ◇ 必要とする時期に必要量を受け入れます。
- ◇ 使用目的により定められた土質条件があります。

上記の事柄を念頭  
に事前登録を行っ  
てください。

河川の築堤材、区画整理  
の盛土材や採石、骨材採  
取跡地等の復旧用材等  
として使用。

### ①次の条件を考慮して実施レベルの施工計画を策定してください。

- a) スケジュール（地元調整・警察協議等も考慮してください。）
- b) 土量（総量・日量）
- c) 土質（複数の土質があれば考慮してください。）

調査票をもとに割り振り  
を行います。  
十分調整のうえ作成して  
ください。

### ②実情にあった発注計画を行ってください。

- a) 予算
- b) 地元調整
- c) 現場状況

事前調整されながら発注  
されない工事が多数あり  
ます。無理の無い発注計  
画を…

### ③計画変更が生じた場合は、速やかに連絡してください。

発注の中止・遅延が生じた場合は、受入地リストの中から再検討してください。

搬入の中止や土量の減少、  
搬入時期の遅れなどは受  
入側に多大な損害を与え  
ます。

## 第Ⅱ章 請負者の皆様へ (UCR受入地への搬入を申し込まれる皆様へ)

### 1 搬入申込みの手順と手順

#### (1) 申込みに先立って

①設計図書で UCR受入地名を確認し、必ず事前に UCR担当者までご連絡ください。試験項目などの確認をさせていただきます。

(連絡先；首都圏課（代表）TEL 03-6205-8347)

**事前の連絡・確認がない場合には、搬入をお断りすることもあります。**

②「2021年度 UCR建設発生土受入地一覧表（p.60～61）」やホームページからも、必要な試験項目、提出書類を確認できます。

③ホームページからは、必要な様式がダウンロードできます。

④下書きした書類を UCR担当者にファックスやメールにて送付してください。記載内容を確認いたします。

⑤確認後、会社代表者印を押印のうえ、**発注機関の監督員の確認・押印**を受けてください。

(※下書き確認を受けずに会社代表印や発注機関監督員の押印を受けると、書類に修正が生じた場合は、これらの印を再度押印していただくことになります。)

#### (2) UCRへの申込み及び発券申請（利用申込者）

搬入申込者（請負者）は、発注機関の担当者に記入内容の確認を受けた「土砂搬入申込書」（様式1）及び「発券申請書」（様式4）に、必要な書類を添えて、**UCRへ原本を1部郵送**してください。

郵送先

〒105-0001  
東京都港区虎ノ門一丁目2番3号 虎ノ門清和ビル11階  
(株)建設資源広域利用センター 受入地担当 宛

#### (3) 土砂搬入承諾書の送付及び入金案内（UCR）

UCRは、「土砂搬入申込書」「発券申請書」他を確認した後、「**土砂搬入承諾書**」及び**入金案内**を搬入申込者あてに**ファックス**により送付します。

#### (4) 受入料金の支払い（搬入申込者）

- ・搬入申込者は、「発券申請書」に記載された受入料金を、支払予定日を目安に入金案内記載のＵＣＲ指定金融機関口座に払い込んでください。
- ・銀行振込手数料は、**利用申込者がご負担**くださるようお願いします。
- ・銀行振込を行う際には、**振込依頼書**に「**土砂搬入承諾書**」又は入金案内に記載の「承諾番号」を必ず記入してください。

※ **承諾番号の未記入や誤記載**がありますと、入金の確認ができず、「**土砂搬入管理券**」の発行ができない場合があります。

#### (5) 入金の確認（ＵＣＲ）

入金については、ＵＣＲから金融機関へ問合せすることにより確認しますが、**通常、入金の翌営業日**となります。

#### (6) 土砂搬入管理券等の発行及び送付（ＵＣＲ）

- ・ＵＣＲは、入金確認後、**土砂搬入承諾書**（当社代表印あり）、**発券明細書**、**土砂搬入管理券**、**受入地通行証**及びその他搬入に必要な書類等を発行し、搬入申込者に宅配便により送付します。（当社での直接受取も可能です。）
- ・配送料金は、**利用申込者がご負担**くださるようお願いします。
- ・土砂搬入管理券を分割購入する場合は、「**分割発券申請予定表**」を提出のうえ、その都度「**発券申請書**」を提出してください。

#### (7) 受入地への土砂の搬入（搬入申込者）

- ・搬入申込者は、ＵＣＲ受入地管理事業者（連絡先は、**土砂搬入承諾書の下段に記載しています。**）と搬入工程の調整をしてください。受入地によっては、「**週間搬入予定表**」の提出が必要な場合があります。
- ・土砂は、ＵＣＲ受入地に設けられた受付ゲートで、ダンプ1台ごとに**「土砂搬入管理券」（A・B券）**を提出したうえで、搬入してください。
- ・「**土砂搬入管理券**」は、切取線によりA券とB券に分かれており、使用する前に既に切り離された券は、使用することができません。（異なる様式の土砂搬入管理券を使用する受入地もあります。）
- ・券には、事前に**バーコード**が印刷してあります。バーコードは、機械処理しますので、折り曲げたり、汚したりしないでください。
- ・管理券は、**工事の請負契約工期内**であれば利用できます。  
(工期延伸が生じた場合は延伸前工期の2週間前までに土砂搬入申込書により工期延伸の手続きを行ってください。)

## (8) 土砂搬入完了書類の提出（搬入申込者）

搬入申込者は、土砂搬入完了後、2週間以内に「土砂搬入完了精算書」（申込土量より搬入土量が下回った場合、様式9）又は「土砂搬入完了届」（様式10）を必ずＵＣＲに提出してください。

「土砂搬入完了確認依頼書」（様式11）を提出する場合は「土砂搬入完了届」の提出は不要です。

また、お貸しした「受入地通行証」は全て返却してください。

## (9) 土砂搬入完了確認書の発行（ＵＣＲ）

ＵＣＲは、「土砂搬入完了確認依頼書」が提出された場合、搬入が完了したことを証する「土砂搬入完了確認書」（p.57 参照）を発行します。

## (10) 注意事項

審査等に必要な標準処理日数（申込に必要な書類がＵＣＲに届いてから承諾の可否判定を搬入申込者に伝えるまでの標準的な期間）は次頁の表のとおりです。

ＵＣＲ内審査の他に、最終処分地のある県条例による手続きなどＵＣＲ外審査が必要となる受入地は、土砂の搬入開始予定日を踏まえ、余裕をもった申込み（変更申込みを含みます。）をお願いします。

## 標準処理日数表

U C R 内審査	U C R 外審査	
1週間 (全受入地)	2週間	千葉県等土砂条例手続き 市川港（中継基地）、大磯町大磯港（中継基地） 横浜鈴繁埠頭（中継基地）、城南島（中継基地） <small>参考①</small>
		相模原市土砂条例手続き 大型車両通行許可手続き 相模原市相模原 <small>参考②</small>
	1週間	栃木県土砂条例等手続き 三郷市番匠免（中継基地） <small>参考③</small>
		和歌山県・愛媛県土砂条例等手続き 横須賀市久里浜港（中継基地） <small>参考④</small>

参考①：最終受入地が千葉県内そのため、千葉県や関連市の土砂条例等に基づく手続きが必要となります。

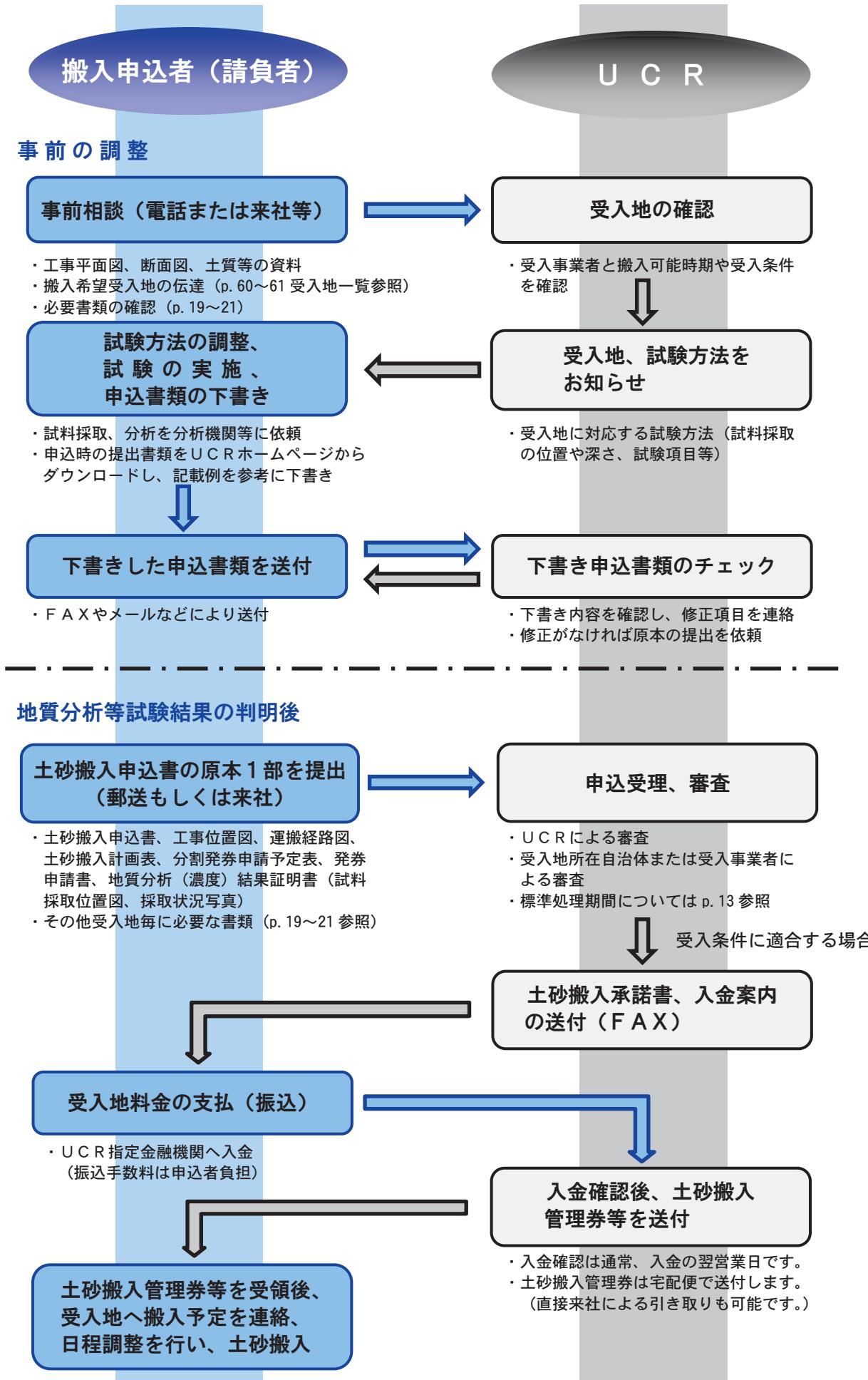
参考②：受入地までの運搬ルートにおいて一部大型車両通行禁止区間があるので、警察署において大型車両通行許可手続きが必要となります。

参考③：最終受入地が栃木県内そのため、栃木県の土砂条例等に基づく手続きが必要となります。

参考④：最終受入地が和歌山県内・愛媛県内そのため、和歌山県・愛媛県の土砂条例等に基づく手続きが必要となります。

※ これらの期間は標準的なものであり、案件や協議時期によってはより多くの期間がかかることがあります。

## 2 搬入申込みのフロー



### 3 UCRへの提出書類

p.19～21「UCR受入地別提出書類一覧表」を参照のうえ、必要な書類を提出してください。

#### 全受入地共通で必要な書式

##### ① 土砂搬入申込書（様式1）

- 利用申込者が記入した後、発注機関の監督員の確認、押印を受けてください。
- 土砂の平均単位体積重量は **1.8t/m<sup>3</sup>** とします。  
これより大きな値を用いる場合は **申込前に事前相談** をしてください。  
その場合の平均単位体積重量については、発注者、受入地、UCRなどの立会確認等により決定いたします。
- 土量の増や工期延伸による変更の場合もこの書式を提出してください。

##### （添付図書）

###### Ⓐ 工事位置図（S=1/2,500程度）

搬出工事場所が分かる位置図を添付してください。

###### Ⓑ 運搬経路図（S=1/25,000程度）

搬出工事場所からUCR受入地までの経路図を作成してください。

##### ② 土砂搬入計画表（様式2）

各月ごとの搬入予定を記入してください。

##### ③ 分割発券申請予定表（様式3）

土砂搬入管理券の発券を分割で申請する場合にのみ提出してください。

##### ④ 発券申請書（様式4）

- 土砂搬入管理券は、ダンプ1台当たりの積載重量により10t、4t、3t、2tの4種類の券種があります。

上記以外の積載重量の車両については券種を組み合わせて発券します。

12t車の場合、10t車券と2t車券

8t車の場合、4t車券2枚（城南島では8t車券を発行）

7t車の場合、4t車券と3t車券

- 利用申込者は、「土砂搬入管理券」の必要枚数を、券種別に「発券申請書」に記載し、申請してください。

**※ 受入地によっては、受入れができない積載重量の車両がありますので、事前にUCR担当者に確認してください。**

- ・管理券 1 枚 (=ダンプ 1 台) 当たりの積載土量は次のとおりとします。  
10t 車…5.55 m<sup>3</sup>、4t 車…2.22 m<sup>3</sup>、3t 車…1.66 m<sup>3</sup>、2t 車…1.11 m<sup>3</sup>  
(久里浜港については、ほぐし土量で 10t 車…6.66 m<sup>3</sup>、4t 車…2.66 m<sup>3</sup>、3t 車…1.99 m<sup>3</sup>、2t 車…1.33 m<sup>3</sup>)  
「平均単位体積重量」が 1.8 t/m<sup>3</sup> より大きくなる場合は、次式により求めた値とします。なお、この場合は根拠資料を用意の上、UCR 担当者に事前相談してください。

積載土量 (m<sup>3</sup>) = 車種別積載重量 (t) ÷ 土の単位体積重量 (t/m<sup>3</sup>)  
小数第三位以下は切り捨てます。

## ⑤ 地質分析（濃度）結果証明書（様式 5-1）（様式 5-2）（様式 5-3）（様式 5-4） ※受入地により様式が異なります。

- ※「横須賀市久里浜港」受入地は土壤検査結果証明書と表示（別途、担当者に事前相談を）。
  - ・地質分析（濃度）試験を実施し、**地質分析（濃度）結果証明書**（計量証明事業者の登録番号に濃度と記入）を提出してください。（溶出試験 28 項目（一部受入地は 27）は必須。）（詳細は、「特定有害物質等試験項目一覧表」p.64～67 参照）
  - ・水素イオン濃度の測定を義務づけている受入地もありますので、UCR 担当者に確認してください。
  - ・**試験を実施する前に掘削する部分の工事平面図や標準断面図をご用意の上、UCR 担当者までご相談ください。**
  - ・地質分析（濃度）試験の試料採取にあたってはなるべく試験を実施する専門の機関に依頼してください。（「横須賀市久里浜港」受入地の試料採取については専門機関による実施が義務づけられています。）
  - ・試験の実施は、専門の機関（計量証明事業者（濃度））に依頼してください。
  - ・三郷市番匠免、相模原市相模原は、計量証明事業者が発行する「計量証明書」の添付が必要です。
  - ・地質分析（濃度）結果証明書の有効期間は、受入地毎に 6 ヶ月～2 年以内と定められていますので、UCR 担当者に確認し、有効期間内に提出してください。
- なお、最終処分地が千葉県、栃木県等の受入地の地質分析（濃度）結果証明書の有効期間は、検査試料採取日から原則 6 ヶ月以内となっています。
- （2021 年度 UCR 建設発生土受入地一覧表の「受入地ごとの注意事項」p.60～61 参照）

（添付図書）

### Ⓐ 試料採取位置図

試料採取位置を記入した平面図や断面図を添付してください。

## ⑧ 試料採取状況写真

試料採取状況写真（カラーで鮮明なもの。カラーコピー可）を添付してください。地質分析（濃度）試験の試料採取方法及び写真撮影は p.68～72 を参照してください。（実施にあたっては必ず、ＵＣＲ担当者に事前相談してください。）

## ⑥ 土砂搬入完了届（様式 10）

搬入申込土量全量の搬出が完了した場合に提出してください。「土砂搬入完了確認依頼書」を提出する場合は不要です。

## ⑦ 土砂搬入完了精算書（様式 9）

発注機関の設計変更や土質等の受入条件が合わない等のため、申込土量より搬入土量が減となった場合に提出してください。

未使用の土砂搬入管理券がある場合は、受入料金の還付ができます。

土砂搬入完了精算書を受理してから 30 日以内に利用申込者が指定する銀行口座へ精算金額を振り込みます。

※ 受入料金の還付を受ける場合、公共機関（p.5 発注機関の(1)～(3)）の発注工事にあっては発注機関の確認が必要です。

※ 未使用の土砂搬入管理券も返却してください。

## ⑧ 土砂搬入完了確認依頼書（様式 11）

「土砂搬入完了確認書」の発行を希望する場合に提出してください。

## ⑨ 仮置場使用確認書（様式 13）

やむを得ず掘削後に直接受入地に搬入せず、工事現場外に仮置場を使用する場合は提出してください。

## 受入地によっては必要となる書式

## ⑩ ダイオキシン類試験結果証明書

- ・試験を実施する場合は、専門の機関（特定計量証明事業者）に依頼してください。
- ・提出書類は、「特定濃度計量証明書」又は、「試験成績書と特定計量証明事業者認定証の写し」です。

## ⑪ 土質試験結果

土粒子の密度試験、土の含水比試験、土の締固め試験、締固めた土のコーン指數試験等の土質試験が必要な受入地があります。（「2021年度ＵＣＲ建設発生土受入地一覧表」p.60～61及び p.63参照）

**⑫ 運搬車両一覧表（様式 12-1）（様式 12-2）**

搬入車両の確認、交通規制の実施等のために「運搬車両一覧表」を提出していただく受入地があります。

受入地に建設発生土を搬入するダンプを全て記載してください。

（様式 12-1）青梅、八王子地区、小山町新柴

（様式 12-2）秋ヶ瀬ヤード、西遊馬ヤード

**⑬ 土砂等発生元証明書（様式 6-1）（様式 6-2）（様式 6-3）（様式 6-4）**

**⑭ 検査試料採取調書（様式 7-1）（様式 7-2）（様式 7-3）（様式 7-4）**

（様式 6-1）（様式 7-1）を提出：市川港、横浜鈴繁埠頭、大磯町大磯港、  
城南島、小山町新柴

（様式 6-2）（様式 7-2）を提出：三郷市番匠免

（様式 6-3）（様式 7-3）を提出：横須賀市久里浜港

（様式 6-4）（様式 7-4）を提出：相模原市相模原

**⑮ （工期・）発生土量の変更に伴う証明書（様式 8）**

⑬の書類を提出していて、工期や発生土量に変更が生じる場合は、変更後の⑬に添付して提出してください。（記載内容についてはご相談願います。）

#### **4 留意事項**

悪天候、交通事情、突発的事故等により受入ができない場合には、受入を停止又は制限せざるを得ない場合がありますので、U C R 受入地の受入担当者との連絡調整を十分にお願いします。

## 5 受入地別提出書類一覧表

### UCR 受入地提出書類一覧表

●…提出を必須とする書類、○…必要に応じて提出する書類

	土砂搬入申込			分割発券申請 2回目以降	土砂搬入完了		備考
	及び発券申請		工期延 伸変更		全量 搬入	減量 搬入	
	新規	增量 変更					
<b>■全受入地共通</b>							
土砂搬入申込書(様式1)	●	●	●				HPよりダウンロード可。
工事位置図	●						
運搬経路図	●						
土砂搬入計画表(様式2)	●	●	●				HPよりダウンロード可。
分割発券申請予定表(様式3)	○	○		○			"
発券申請書(様式4)	●	●		●			"
地質分析(濃度)結果証明書 (様式5-1、5-2、5-3あるいは 5-4)	●	○		○			受入地により様式が異なります。分析は原則として試料採取日又は翌日に専門機関に依頼してください。
試料採取位置図(平面図)	●	○		○			採取深さを記載願います。
試料採取状況写真	●	○		○			
土砂搬入完了届(様式10)					●※		HPよりダウンロード可。
土砂搬入完了精算書(様式9)						●	"
土砂搬入完了確認依頼書 (様式11)					○	○	UCRからの土砂搬入完了確認書が必要な場合に提出してください。
仮置場使用確認書(様式13)	○	○	○				HPよりダウンロード可。 制限のある受入地があります。受入地担当者に確認願います。
※土砂搬入完了届は土砂搬入完了確認依頼書を提出する場合は提出不要です。							

全受入地共通の書類に加え、次の受入地では記載の書類が必要となります。

<b>■「江戸川河川事務所の受入地」、「利根川上流河川事務所の受入地」、羽生上岩瀬地区、水谷調節池、厚木環状3号線、板橋区板橋、羽田空港跡地地区、上武大橋左岸、鴻巣・行田地区ヤード</b>							
ダイオキシン類試験結果証明書	●	○		○			
土質試験結果	●	○		○			鴻巣・行田地区ヤードは不要
<b>■青梅、八王子各地区</b>							
ダイオキシン類試験結果証明書	○	○		○			水底土砂のみ。 底質調査測定マニュアルと基準値に注意。
運搬車両一覧表(様式12-1)	●	○					HPよりダウンロード可。
<b>■秋ヶ瀬ヤード、西遊馬ヤード</b>							
ダイオキシン類試験結果証明書	●	○		○			
土質試験結果	●	○		○			
運搬車両一覧表(様式12-2)	●	○		○			HPよりダウンロード可。 変更のある都度。

※ 各様式は(株)建設資源広域利用センターのホームページ(<http://www.ucr.co.jp>)からダウンロードできます。

「UCRホームページトップ」 ⇒ 「首都圏事業」 ⇒ 「提出書類ダウンロード」をクリックして必要な様式をダウンロードしてください。

●…提出を必須とする書類、○…必要に応じて提出する書類

	土砂搬入申込			分割発券申請 2回目以降	土砂搬入完了		備考
	及び発券申請		工期延 伸変更		全量 搬入	減量 搬入	
	新規	増量 変更					

### ■市川港、三郷市番匠免、横浜鈴繁埠頭、大磯町大磯港、城南島、相模原市相模原

土砂等発生元証明書 (様式 6-1、6-2、6-4)	●	●	●	○			HPよりダウンロード可。 三郷市番匠免は様式 6-2、相模原市相模原 は様式 6-4、他は様式 6-1
検査試料採取調書 (様式 7-1、7-2、7-4)	●	○		○			HPよりダウンロード可。 三郷市番匠免は様式 7-2、相模原市相模原 は様式 7-4、他は様式 7-1
工事平面図	●	○		○			
工事断面図	●	○		○			
土量計算書	●	●					相模原市相模原は不要
工期・土量変更証明書(様式8)		●	●			○	HPよりダウンロード可。 相模原市相模原は不要

### ■横須賀市久里浜港

土砂等発生元証明書(様式 6-3)	●	●	●	○			受入地担当者に確認願います。
検査試料採取調書(様式 7-3)	●	○		○			"
工事平面図	●	○		○			"
工事断面図	●	○		○			"
土量計算書	●	●					"
工期・土量変更証明書		●	●				"
建設残土発生場所等証明書(様式 14)	●	●		○			"

### ■小山町新柴

土砂等発生元証明書(様式 6-1)	●	●	●	○			HPよりダウンロード可。
検査試料採取調書(様式 7-1)	●	○		○			"
運搬車両一覧表(様式 12-1)	●	○		○			"

**神奈川県都市整備技術センターが窓口になる案件  
(神奈川県及び県内市町村発注工事 (政令市を除く))**

●…提出を必須とする書類、○…必要に応じて提出する書類							
	土砂搬入申込			分割発券申請 2回目以降	土砂搬入完了		備考
	及び発券申請		工期延 伸変更		全量 搬入	減量 搬入	
	新規	増量 変更					
<b>■全受入地共通</b>							
土砂搬入申込書(県C様式)	●	●	●				HPよりダウンロード可。
工事位置図	●						
運搬経路図	●						
土砂搬入計画表	●	●	●				HPよりダウンロード可。
分割発券申請予定表	○	○		○			"
発券申請書	●	●		●			"
地質分析(濃度)結果証明書	●	○		○			久里浜港は土壤検査結果証明書
試料採取位置図(平面図)	●	○		○			採取深さを記載願います。
試料採取状況写真	●	○		○			
土砂搬入完了届					●※		HPよりダウンロード可。
土砂搬入完了精算書						●	"
土砂搬入完了確認依頼書					○	○	UCRからの土砂搬入完了確認書が必要な場合に提出してください。
仮置場使用確認書	○	○	○				HPよりダウンロード可。制限のある受入地があります。受入地担当者に確認願います。
※土砂搬入完了届は土砂搬入完了確認依頼書を提出する場合は提出不要です。							
土砂等発生元証明書	●	●	●	○			HPよりダウンロード可。
検査試料採取調書	●	○		○			"
工事平面図	●	○		○			
工事断面図	●	○		○			
土量計算書	●	●					
工期・土量変更証明書		●	●			○	HPよりダウンロード可。
副申書	●	●				●	"
<b>■横須賀市久里浜港(全受入地共通に加えて)</b>							
建設残土発生場所等証明書	●	●					

※ 各様式は(株)建設資源広域利用センターのホームページ(<http://www.ucr.co.jp>) からダウンロードできます。  
「UCRホームページトップ」 ⇒ 「首都圏事業」 ⇒ 「書類ダウンロード(神奈川県都市整備技術センター)」をクリックして必要な様式をダウンロードしてください。

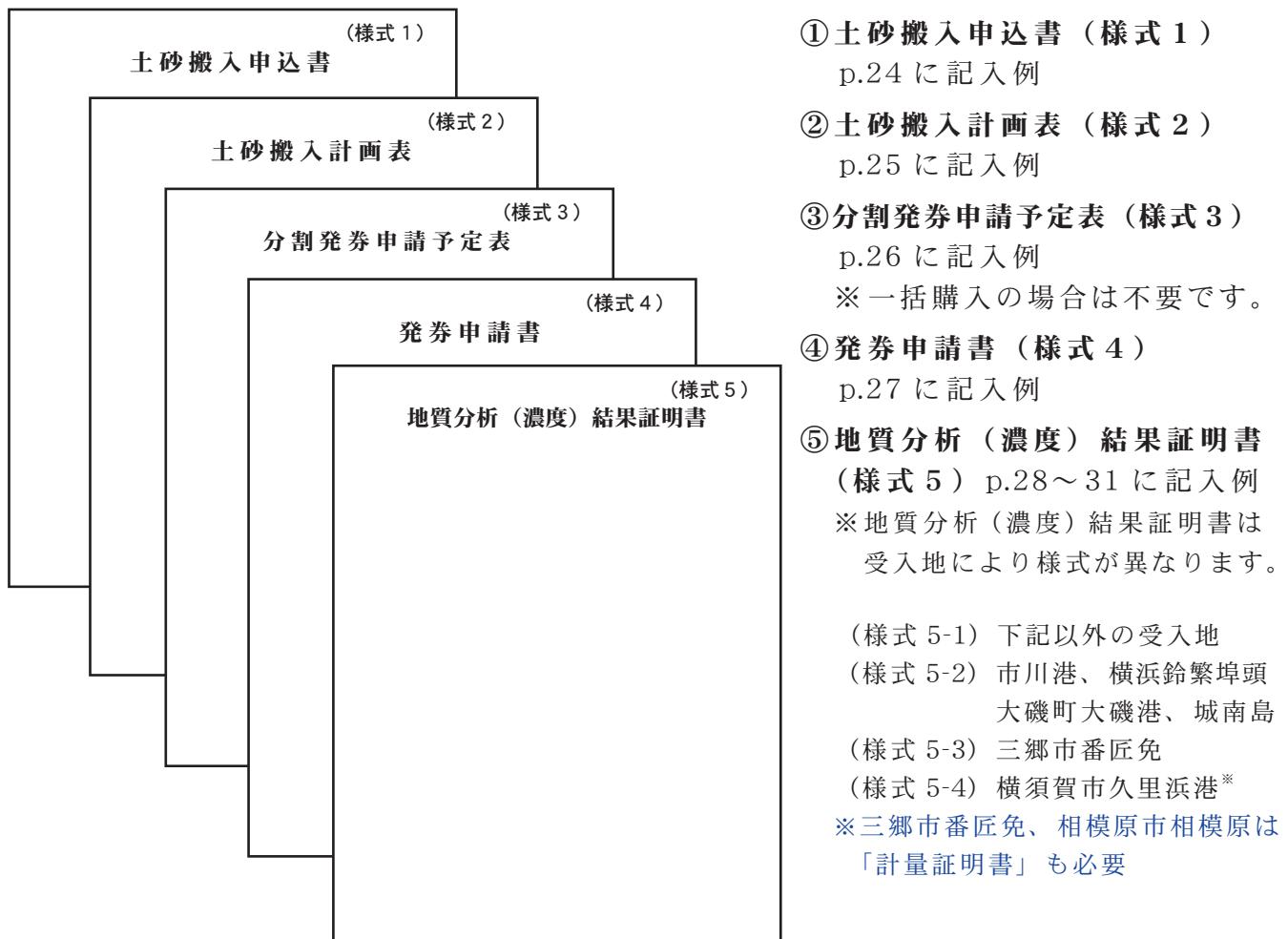
### 第Ⅲ章 運搬についての注意事項

- 1 「受入地通行証」は、UCR受入地に入場する際、車両の**前面**の目立つ場所に掲示し、退場する際、速やかに収納してください。
- 2 次の車両は、UCR受入地に入場できません。
  - ① 「受入地通行証」を掲示していない車両
  - ② 土砂搬入管理券に表示してある重量と異なる車両
  - ③ 違法改造車（差枠等の使用を含む）、高枠車両等の過積載車両
  - ④ ディーゼル車の排出ガス規制（九都県市）に適合しない車両
  - ⑤ 不正軽油を使用している車両
- 3 UCR受入地の**係員から土質が不適当と判定された土砂**は、受付後投入（積降し）中あるいは投入（積降し）後であっても、**申込者（請負者）の責任で持ち帰ってください。**
- 4 搬入途中であっても降雨等でUCR受入地内の状況が悪化した場合には、搬入の**受付を中止する場合があります。**
- 5 UCR受入地の搬入路は、**指定された道路を通行してください。**
- 6 運搬経路は、できるだけ幹線道路をご利用いただき、**生活道路の通行は、ご遠慮ください。**
- 7 **周辺道路を汚さないように**、タイヤ洗浄機等で土砂を充分にふるい落とした後に、UCR受入地から外へ出てください。
- 8 UCR受入地では、**受入地係員の指示に従ってください。**
- 9 「受入地通行証」は搬出期間が年度をまたがる場合にも、そのままご使用ください。
- 10 土砂の搬入が完了した場合は、土砂搬入完了書類の提出と合わせて「受入地通行証」をご返却ください。

## 受入地毎の提出書類

### 1 全ての受入地で申込時に提出が必要な書式、図書類

#### (1) 全ての受入地で必要な書式、図書類



※ 地質分析の試験頻度は、原則として土質区分毎、かつ同一地質区分で 5,000 m<sup>3</sup>毎に 1 回です。  
ただし、横須賀市久里浜港では、土質区分毎、かつ 4,000 m<sup>3</sup>毎に 1 回となります。

#### 添付する図書類

土砂搬入申込書には、

- ⑦工事位置図
- ⑧受入地までの運搬経路図

地質分析（濃度）結果証明書には、

- ⑨試料採取位置図
- ⑩試料採取状況写真

土砂を現場外に仮置きし、そこから受入地に搬入する場合には、

- ⑪仮置場使用確認書（案内図、平面図、写真を添付）（様式 13）p.32に記入例  
を添付してください。

※ 各様式については当社ホームページの首都圏事業「提出様式ダウンロード」から必要な様式をダウンロードしてください。（目次 3 頁参照）

## 記入例

(様式 1)

2000年〇〇月〇〇日

## 土砂搬入申込書

(新規) / 第

回変更(土量増、工期延伸 承諾番号\_\_\_\_\_)

郵送日を記入して下さい。

(株)建設資源広域利用センター 御中

工事請負者 住所 東京都渋谷区渋谷2-17-5

法人名 首都圏建設株式会社

代表者職氏名 代表取締役 首都圏 太郎 (印)

次のとおり建設発生土の搬入を申し込みます。

なお、搬入中及び搬入後の土砂の中に受け入れ先の品質基準に適合しないものの混入が発見された場合は速やかに撤去します。

搬入先(受入地名)	青梅地区(ヶ)		小数点第3位以下を四捨五入して下さい。
発注機関	広域町水道建設事務所		
工事名	水23号 広域町水道送水管敷設工事		
工事場所	広域町大字利用		
契約工期	当初・変更前 2000年3月1日 ~ 2000年2月15日 変更後 ノ		
搬入申込土量 (地山)	当初・変更前 <b>2,000.00 m<sup>3</sup></b>	変更後	昼夜及び夜間の搬入が同一工事で生じる場合は、別々に申込書を作成してください。 m <sup>3</sup>
土質	第3種建設発生土 (ローム)	平均単位体積重量 (地山)	1.8 t/m <sup>3</sup>
汚染要因となる環境項目への該当	<input type="checkbox"/> 工場・病院跡地など汚染の恐れがある地域 <input type="checkbox"/> 法令に基づく届け出、調査を行った地域 <input checked="" type="checkbox"/> 上記項目には該当しない地域		
工事請負者担当者(氏名)	建設 次郎 (電話) 000-000-0000 (携帯) 000-0000-0000		
搬入承諾書送付先(FAX)	000-000-0000 (〒) 123-0045 (宛名) ○○県○○市○○123 首都圏建設(株) ○○作業所		

上記のとおり相違ないことを申し添えます。

発注機関(所属) 広域町水道建設事務所

監督員(氏名) 上水道男 (印)

(電話) 000-000-0000

(FAX) 000-000-0000

## 注意

- 1) 承諾番号は変更の場合のみご記入ください。
- 2) 平均単位体積重量(地山)は1.8 t/m<sup>3</sup>とします。これより大きい値となる場合は根拠資料を用意のうえご相談ください。
- 3) 汚染要因となる環境項目への該当は該当箇所にチェックマークをご記入ください。
- 4) 発注機関監督員の印は発注元が公共機関(国、地方公共団体、それらの関係機関)の場合は必ず記入・押印してください。

※ 添付書類はUCR受入地利用案内及びHP掲載の提出書類一覧表にてご確認ください。

## 記 入 例

(様式 2)

2000年〇〇月〇〇日

# 土 砂 搬 入 計 画 表

1 工 事 名 **水23号 広域町水道送水管敷設工事**

2 工 事 請 負 者 **首都圏建設株式会社**

搬入完了予定日は、契約工期以降に設定することはできません。

3 土砂搬入予定期間 **2000年 7月 4日 ~ 2000年 11月 8日**

4 搬 入 申 込 土 量 **2,000.00 m<sup>3</sup>**、ダンプ総台数 **361台** (**10t車**)

・各月の土量は  $5.55 \text{ m}^3$  (10t車、 $1.8 \text{ t/m}^3$  の場合) の倍数とし、最終搬出月に調整してください。

5 搬 入 予 定

・搬出がない月が間にある場合は詰めて記載してください。  
・ダンプの積載量毎 (10t, 4t, ...) に表を作成してください。

① ○年 7月分 土量 **421.80 m<sup>3</sup>/月**、平均土量 **22.20 m<sup>3</sup>/日**、ダンプ延 **4台/日**

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
			○	○	○	○			○	○	○	○				○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○

② ○年 8月分 土量 **355.20 m<sup>3</sup>/月**、平均土量 **22.20 m<sup>3</sup>/日**、ダンプ延 **4台/日**

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
○	○	○	○		○	○	○												○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	

③ ○年 9月分 土量 **444.00 m<sup>3</sup>/月**、平均土量 **22.20 m<sup>3</sup>/日**、ダンプ延 **4台/日**

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○

④ ○年 10月分 土量 **666.00 m<sup>3</sup>/月**、平均土量 **33.30 m<sup>3</sup>/日**、ダンプ延 **6台/日**

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

⑤ ○年 11月分 土量 **113.00 m<sup>3</sup>/月**、平均土量 **22.20 m<sup>3</sup>/日**、ダンプ延 **4台/日**

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
○	○		○	○	○	○																								

⑥ ○年 月分 土量 **m<sup>3</sup>/月**、平均土量 **m<sup>3</sup>/日**、ダンプ延 **台/日**

1	2	3	4	5	6	7	8	9
<ul style="list-style-type: none"> <li>各月のダンプの延台数を足したものがダンプ総台数になるようにしてください。</li> <li>各月の土量の合計が搬入申込土量になるようにしてください。</li> <li>日当たりダンプ延台数×積載土量=日当たり平均土量</li> <li>日当たり平均土量×月当たり稼働（作業）日数=月当たり土量</li> </ul>								

発券を分割で申請する場合  
のみ提出してください。

## 記 入 例

(様式 3)

2000年00月00日

# 分 割 発 券 申 請 予 定 表

1 工 事 名 水23号 広域町水道送水管敷設工事

2 工 事 請 負 者 首都圏建設株式会社

3 搬入申込土量 2,000.00 m<sup>3</sup>

4 分割申請回数及び発券土量等

申請回数	申請予定日	券種	発券枚数 (b)	積載土量 (c)	発券土量 (b) × (c)	発券土量の合計 ( ) は累計土量
第 1 回	6月22日	10t車券 t車券 t車券	217 枚 枚 枚	5.55 m <sup>3</sup> m <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	1,204.35 m <sup>3</sup> m <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	1,204.35 m <sup>3</sup>
第 2 回	8月15日	10t車券 t車券 t車券	144 枚 枚 枚	5.55 m <sup>3</sup> m <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	799.20 m <sup>3</sup> m <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	799.20 m <sup>3</sup> ( 2,003.55 m <sup>3</sup> )
第 回	月 日	t車券 t車券 t車券	枚 枚 枚	m <sup>3</sup> m <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> m <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> ( m <sup>3</sup> )
第 回	月 日	t車券 t車券 t車券	枚 枚 枚	m <sup>3</sup> m <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> m <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> ( m <sup>3</sup> )
第 回	月 日	t車券 t車券 t車券	枚 枚 枚	m <sup>3</sup> m <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> m <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> ( m <sup>3</sup> )
第 回	月 日	t車券 t車券 t車券	枚 枚 枚	m <sup>3</sup> m <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> m <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> ( m <sup>3</sup> )
第 回	月 日	t車券 t車券 t車券	枚 枚 枚	m <sup>3</sup> m <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> m <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> ( m <sup>3</sup> )
合計		10t車券 t車券 t車券	361 枚 枚 枚	5.55 m <sup>3</sup> m <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	2,003.55 m <sup>3</sup> m <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	2,003.55 m <sup>3</sup>

注意

1) 当書類は発券を分割で申請する場合にのみご提出ください。発券申請はその都度別途行ってください。

2) 積載土量(地山)は使用車両のトン数を平均単位体積重量で除し、小

(例) 平均単位体積重量が1.8 t / m<sup>3</sup>の場合 10t車… 5.55 m<sup>3</sup>、4t車… 2.22 m<sup>3</sup>

搬入申込土量 ÷ 積載土量  
(端数切上)

## 記入例

(様式 4)

2000年〇〇月〇〇日

## 発券申請書(第1回)

[承諾番号 \_\_\_\_\_]

(株) 條建設資源広域利用センター 御中

パターン1：一括発券(支払)申請の場合  
搬入申込土量÷積載土量=発券枚数(端数切上)

$$2,000 \text{ m}^3 \div 5.55 = 360.3 \Rightarrow 361 \text{ 枚}$$

パターン2：分割発券(支払)申請の場合  
分割発券申請予定表より算出してください。

※ この例は分割発券(支払)です。

者 住 所 東京都渋谷区渋谷2-17-5

法人名 首都圏建設株式会社

代表者職氏名 代表取締役 首都圏 太郎 印

次のとおり土砂搬入管理券の発券を申請します。

搬入先(受入地名)	青梅地区(ヶ)			
発注機関	広域町水道建設事務所			
工事名	水23号 広域町水道送水管敷設工事			
搬入申込土量	2,000.00 m <sup>3</sup>			
既発券土量	0 m <sup>3</sup> (a)			
今回発券枚数 及び発券土量	券種	発券枚数 (b)	積載土量 (c)	発券土量 (b) × (c)
	10t車券	217枚	5.55 m <sup>3</sup>	1,204.35 m <sup>3</sup>
	t車券	枚	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
	t車券	枚	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
受入単価	昼 / 夜	(地山1m <sup>3</sup> 当たり)		2,480 円
支払予定日及び支払金額	6月22日	(税込)		3,285,466 円
累計発券土量	1,204.35 m <sup>3</sup>	(a) + (d)		
受入地通行証必要枚数	10 枚			
備考欄				
工事請負者担当者(氏名)	建設次郎	(電話) 000-000-0000 (携帯)		000-0000-0000
入金案内及び券送付先(FAX)	000-000-0000	(宛名)		首都圏建設(株)〇〇作業所
(郵便番号)	123-0045	(住所)		〇〇県〇〇市〇〇123

注意

- 1) 承諾番号は第2回目以降の発券申請の  
2) 積載土量(地山)は使用車両のトン数  
量とします。

(例) 平均単位体積重量が1.8t/m<sup>3</sup>の場合 10t車…5.55m<sup>3</sup>、4t車…2.22m<sup>3</sup>、3t車…1.66m<sup>3</sup>、2t車…1.11m<sup>3</sup>

※ 添付書類はUCR受入地利用案内及びHP掲載の提出書類一覧表にてご確認ください。

# 記入例

(様式 5-1)

## 地質分析(濃度)結果証明書

様

年 月 日

印

印

発生事業者名と一致  
していること

発行番号

分析機関名

代表者

所在地

電話番号

計量証明事業者の登録番号

環境計量士

発行番号、検体区分・番号が入って  
いることを確認してください。

年 月 日に依頼のあった検体について、溶出試験については平成3年環境庁告示第46号付表、  
含有量試験については平成15年環境省告示第19号付表に定める方法により検査を作成し、計量した結果を  
次のとおり証明します。

(検体区分・番号)

依頼日は試料採取日 またはその翌日	単位	測定値	定量下限値	基準値	計量方法
	mg/l			0.003以下	日本産業規格 K0102 55.2、55.3又は55.4
全ジアン	mg/l			不検出	日本産業規格 K0102 38(38.1.1の方法を除く)
有機燐	mg/l			不検出	昭和49.9 環告第64号付表1、 日本産業規格 K0102 31.1のがクロマトグラ法以外のもの
鉛	mg/l			0.01以下	日本産業規格 K0102 54
六価クロム	mg/l			0.05以下	日本産業規格 K0102 65.2
砒素	mg/l			0.01以下	日本産業規格 K0102 61
総水銀	mg/l			0.0005以下	昭和46.12 環告第59号付表2
アルキル水銀	mg/l			不検出	昭和46.12 環告第59号付表3、昭和49.9 環告第64号付表3
P C B	mg/l			不検出	昭和46.12 環告第59号付表4
ジクロロメタン	mg/l			0.02以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
四塩化炭素	mg/l			0.002以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
クロロエチレン	mg/l			0.002以下	平成9.3 環告第10号付表
1,2-ジクロロエタン	mg/l			0.004以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/l			0.1以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
1,2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l			1以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l			0.006以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
トリクロロエチレン	mg/l			0.01以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
1,3-ジクロロプロパン	mg/l			0.002以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1
チウラム	mg/l			0.006以下	昭和46.12 環告第59号付表5
シマジン	mg/l			0.003以下	昭和46.12 環告第59号付表6 第1、第2
チオベンカルブ	mg/l			0.02以下	昭和46.12 環告第59号付表6 第1、第2
ベンゼン	mg/l			0.01以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
セレン	mg/l			0.01以下	日本産業規格 K0102 67.2、67.3、67.4
ふつ素	mg/l			0.8以下	日本産業規格 K0102 34.1、34.4 昭和46.12 環告第59号付表7
ほう素	mg/l			1以下	日本産業規格 K0102 47.1、47.3、47.4
1,4-ジオキサン	mg/l			0.05以下	昭和46.12 環告第59号付表8
銅(農用地)	mg/kg			125未満	昭和47.10 総令66号第1条第3項及び第2条
砒素(農用地)	mg/kg			15未満	昭和50.4 総令31号第1条第3項及び第2条
水銀及びその化合物	mg/kg			15以下	昭和46.12 環告第59号付表2
カドミウム及びその化合物	mg/kg			45以下	日本産業規格 K0102 55.2、55.3又は55.4
鉛及びその化合物	mg/kg			150以下	日本産業規格 K0102 54
砒素及びその化合物	mg/kg			150以下	日本産業規格 K0102 61
六価クロム化合物	mg/kg			250以下	日本産業規格 K0102 65.2
ふつ素及びその化合物	mg/kg			4,000以下	日本産業規格 K0102 34.1、34.4 昭和46.12 環告第59号付表7
ほう素及びその化合物	mg/kg			4,000以下	日本産業規格 K0102 47.1、47.3、47.4
セレン及びその化合物	mg/kg			150以下	日本産業規格 K0102 67.2、67.3、67.4
シアノ化合物	mg/kg			(遊離アソ) 50以下	日本産業規格 K0102 38(38.1の方法を除く)

検体の性状	形状	色	記述
備考	発生場所: 発生事業者名:		分析対象外の項目は「-」を記入 してください。

※計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施  
事業者の所在地:

この様式を使用する受入地  
 「市川港」「横浜鈴繁埠頭」「大磯町大磯港」「城南島」  
 ※「横浜鈴繁埠頭」「城南島」については U C R 担当者に  
 相談してください。

## 記入例

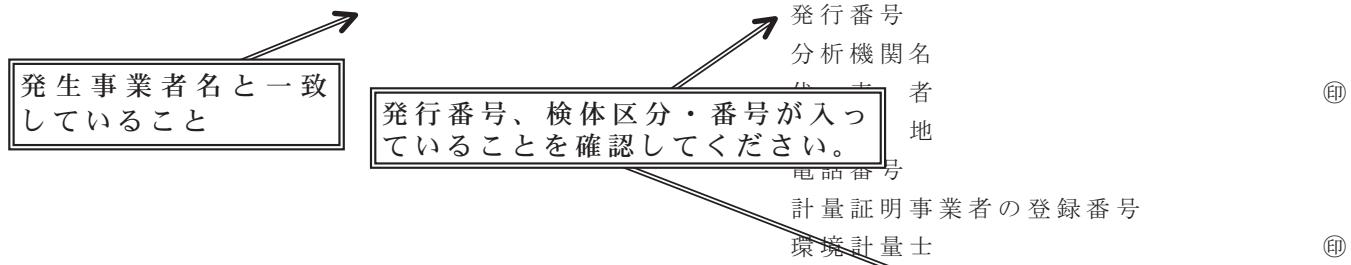
(様式 5-2)

第四号様式(第四条第二項第十二号及び第五項第四号、第八条第三項並びに第十二条第一項第二号及び第二項)

### 地質分析(濃度)結果証明書

年 月 日

様



計	依頼日は試料採取日 または翌日	重	定量下限値	基準値	測定方法
カド				0.003	日本産業規格 K0102 55.2、55.3又は55.4
全シアン	mg/l			不検出	日本産業規格 K0102 38 (38.1.1の方法を除く)
有機燐	mg/l			不検出	昭和49.環告第64号付表1 日本産業規格 K0102 31.1のガスクロマトグラフ法以外のもの
鉛	mg/l			0.01	日本産業規格 K0102 54
六価クロム	mg/l			0.05	日本産業規格 K0102 65.2
砒(ひ)素	mg/l			0.01	日本産業規格 K0102 61
総水銀	mg/l			0.0005	昭和46.環告第59号付表2
アルキル水銀	mg/l			不検出	昭和46.環告第59号付表3、昭和49.環告第64号付表3
P C B	mg/l			不検出	昭和46.環告第59号付表4
ジクロロメタン	mg/l			0.02	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
四塩化炭素	mg/l			0.002	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
クロロエチレン	mg/l			0.002	平成9.環告第10号付表
1, 2-ジクロロエタン	mg/l			0.004	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l			0.1	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
1, 2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04	(シス体)日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2 (トランス体)日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l			1	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l			0.006	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
トリクロロエチレン	mg/l			0.01	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
1, 3-ジクロロプロヘン	mg/l			0.002	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1
チウラム	mg/l			0.006	昭和46.環告第59号付表5
シマジン	mg/l			0.003	昭和46.環告第59号付表6 第1、第2
チオベンカルブ	mg/l			0.02	昭和46.環告第59号付表6 第1、第2
ベンゼン	mg/l			0.01	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
セレン	mg/l			0.01	日本産業規格 K0102 67.2、67.3、67.4
ふつ素	mg/l			0.8	日本産業規格 K0102 34.1、34.4、昭和46.環告第59号付表7
ほう素	mg/l			1	日本産業規格 K0102 47.1、47.3、47.4
1, 4-ジオキサン	mg/l			0.05	昭和46.環告第59号付表8
農用地田 に限る	砒素 銅	mg/kg		15 125	昭和50.総令第31号第1条第3項及び第2条 昭和47.総令第66号第1条第3項及び第2条

検体の性状	形状			色	におい	
備考	発生場所： 発生事業者名：	工事名：	土砂等発生元証明書の記載と同一にしてください。			

\* 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実  
事業者の所在地：

この様式を使用する受入地  
「三郷市番匠免」  
※計量証明書も別途必要です。

## 記入例

(様式 5-3)

### 地質分析（濃度）結果証明書

年 月 日

発生事業者名と一致していること		発行番号、検体区分・番号が入っていることを確認してください。		様	発行番号 分析機関名	印
年 月 日に依頼のあった検体について、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。(検体区分・番号)						
計量の対象	単位	測定値	定量下限値	基準値	測定方法	
カド 全シ	依頼日は試料採取日 または翌日			0.003	日本産業規格K0102 55.2、55.3又は55.4に定める方法	
				不検出	日本産業規格K0102 38に定める方法(38.1.1に定める方法を除く。)	
有機燐	mg/ℓ			不検出	昭和49年環告第64号(以下「昭和49年告示」という。)付表1に掲げる方法又は日本産業規格K0102 31.1に定める方法のうちガスクロマトグラ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49年告示付表2に掲げる方法)	
鉛	mg/ℓ			0.01	日本産業規格K0102 54に定める方法	
六価クロム	mg/ℓ			0.05	日本産業規格K0102 65.2に定める方法	
砒(ひ)素	mg/ℓ			0.01	検液中濃度に係るものにあっては日本産業規格K0102 61に定める方法	
総水銀	mg/ℓ			0.0005	水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年告示」という。)付表2に掲げる方法	
アルキル水銀	mg/ℓ			不検出	昭和46年告示付表3及び昭和49年告示付表3に掲げる方法	
P C B	mg/ℓ			不検出	昭和46年告示付表4に掲げる方法	
ジクロロメタン	mg/ℓ			0.02	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
四塩化炭素	mg/ℓ			0.002	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
クロロエチレン	mg/ℓ			0.002	平成9年環告第10号付表に掲げる方法	
1, 2-ジクロロエタン	mg/ℓ			0.004	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	
1, 1-ジクロロエチレン	mg/ℓ			0.1	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
1, 2-ジクロロエチレン	mg/ℓ			0.04	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/ℓ			1	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/ℓ			0.006	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
トリクロロエチレン	mg/ℓ			0.01	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
テトラクロロエチレン	mg/ℓ			0.01	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
1, 3-ジクロロブロヘン	mg/ℓ			0.002	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	
チウラム	mg/ℓ			0.006	昭和46年告示付表5に掲げる方法	
シマジン	mg/ℓ			0.003	昭和46年告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	
チオベンカルブ	mg/ℓ			0.02	昭和46年告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	
ベンゼン	mg/ℓ			0.01	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
セレン	mg/ℓ			0.01	日本産業規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法	
ふつ素	mg/ℓ			0.8	日本産業規格K0102の34.1~34.4に定める方法又は日本産業規格K0102の34.1c) (注(2)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和46年告示付表7に掲げる方法	
ほう素	mg/ℓ			1	日本産業規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法	
1, 4-ジオキサン	mg/ℓ			0.05	昭和46年告示付表8に掲げる方法	
農用地田に限る	砒素	mg/kg		15	農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条に規定する方法	
	銅	mg/kg		125	農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条に規定する方法	
検体の性状	形状			色	において	
備考	発生場所: 発生事業者名:				工事名:	土砂等発生元証明書の記載と同一にしてください。

\* 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地:

参考様式1 (規則第11条、第16条、第22条関係)

# 土壤検査結果証明書

年 月 日

様

発行番号  
分析機関名  
代表者  
所在地

印

発生事業者名と一致  
していること

発行番号、検体区分・番号が入っ  
ていることを確認してください。

所在地  
登録番号

環境計量士

印

年 月 日に依頼のあった検体について、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検  
液を作成し、計量した結果を下記のとおり証明します。 (検体区分・番号 )

様

計量の対象	単位	測定値	定量下限値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/ℓ			0.003	日本産業規格K0102 55.2、55.3又は55.4
全シアン	依頼日は試料採取日 または翌日			不検出	日本産業規格K0102 38(38.1.1の方法を除く)
有機燐	mg/ℓ			不検出	昭和49年環告第64号付表1又は日本産業規格K0102 31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの
鉛	mg/ℓ			0.01	日本産業規格 K 0102 54
六価クロム	mg/ℓ			0.05	日本産業規格 K 0102 65・2 (ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、K0170-7の7a) 又は7b)に定める操作を行うものとする。)
砒素	mg/ℓ			0.01	日本産業規格 K 0102 61
総水銀	mg/ℓ			0.0005	昭和46 環告第59号付表2
アルキル水銀	mg/ℓ			不検出	昭和46 環告第59号付表3、昭和49環告第64号付表3
P C B	mg/ℓ			不検出	昭和46 環告第59号付表4
ジクロロメタン	mg/ℓ			0.02	日本産業規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2
四塩化炭素	mg/ℓ			0.002	日本産業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
クロロエチレン	mg/ℓ			0.002	平成9.3環告第10号付表
1, 2-ジクロロエタン	mg/ℓ			0.004	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
1, 1-ジクロロエチレン	mg/ℓ			0.1	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2
1, 2-ジクロロエチレン	mg/ℓ			0.04	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/ℓ			1	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/ℓ			0.006	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
トリクロロエチレン	mg/ℓ			0.01	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
テトラクロロエチレン	mg/ℓ			0.01	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1, 3-ジクロロブロヘン	mg/ℓ			0.002	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1
チウラム	mg/ℓ			0.006	昭和46環告第59号付表5
シマジン	mg/ℓ			0.003	昭和46環告第59号付表6の第1又は第2
チオベンカルブ	mg/ℓ			0.02	昭和46環告第59号付表6の第1又は第2
ベンゼン	mg/ℓ			0.01	日本産業規格 K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
セレン	mg/ℓ			0.01	日本産業規格 K 0102 67.2、67.3又は67.4
ふつ素	mg/ℓ			0.8	日本産業規格 K 0102 34.1若しくは34.4又は34.1c ((6)第3文を除く) 及び昭和46環告第59号付表7
ほう素	mg/ℓ			1	日本産業規格 K 0102 規格47.1、47.3又は47.4
1, 4-ジオキサン	mg/ℓ			0.05	昭和46.12環告第59号付表8
検体の性状 (任意記入)	P H	形状	色	匂い	
備考	採取場所: 工事名: 上記工事の施工業者: 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合、当該工 委託した工程 ( 試料採取・検液作成・分析 ) 委託事業者の氏名又は名称: 委託事業者の所在地:	土砂等発生元証明書の記載と同一 にしてください。			

## 記入例

(様式 13)

2000年00月00日

# 仮置場使用確認書

工事請負者 住 所 東京都渋谷区渋谷 2-17-5  
法 人 名 首都圏建設株式会社  
代表者職氏名 代表取締役 首都圏 太郎 (印)  
電 話 000-0000-0000

当工事において発生した土砂を下記の仮置場に仮置後、**青梅地区(ケ)**受入地へ搬入いたします。  
なお、仮置期間中は、他の工事より発生した土砂が混入することの無いよう適正に管理いたします。

工 事 名	水23号 広域町水道送水管敷設工事		
発注機関	広域町水道建設事務所		
契約工期	2000年6月1日 ~ 2000年2月15日		
工事場所	広域町大字利用		
仮置土量	1, 000. 00 m <sup>3</sup>		
仮置予定期間	2000年6月28日~2000年11月8日		
仮置場	住所	広域町大字利用 123	
	名称	〇〇建設資材置場 または 工事用借地等	

上記の記載事項については、相違ないことを確認しました。

発注機関 (所属)	広域町水道建設事務所	(氏名)	上水道男	(印)
--------------	------------	------	------	-----

添付書類（案内図、平面図、現地写真）平面図には置場及び寸法を明記すること

## 2 受入地により申込時に追加で提出が必要な書式、図書類

(1)「江戸川河川事務所の受入地」「利根川上流河川事務所の受入地」「羽生上岩瀬地区」「水谷調節池」「厚木環状3号線」「板橋区板橋」「羽田空港跡地地区」「上武大橋左岸」「鴻巣・行田地区ヤード」で必要な書式、図書類

特定濃度計量証明書 (ダイオキシン類含有試験)	土質試験結果一覧表
----------------------------	-----------

### Ⓐ 特定濃度計量証明書（ダイオキシン類含有濃度）

※試験は、『特定計量証明事業者認定制度』に基づき認定された専門の機関が試料採取から分析までを実施してください。

※結果証明は、「特定濃度計量証明書」または分析結果証明書に「特定計量証明事業者認定証の写し」を添付してください。

### Ⓑ 土質試験結果一覧表\*（地盤工学会 6162）

試験項目は、

土粒子の密度試験 (JIS A 1202)

土の含水比試験 (JIS A 1203)

土の粒度試験 (JIS A 1204)

突固めによる土の締固め試験 (JIS A 1210)

締固めた土のコーン指數試験 (JIS A 1228)

土の pH 試験 (JGS 0211) ※許容値は 5.8~8.6

地盤材料の工学的分類法 (JGS 0051)

土の液性限界、塑性限界試験 (JIS A 1205)

土の潤滑密度試験 (JIS A 1225)

※「鴻巣・行田地区ヤード」は不要です。

※「江戸川河川事務所の受入地」、「利根川上流河川事務所の受入地」、「水谷調節池」、「厚木環状3号線」、「羽田空港跡地地区」、「上武大橋左岸」では土質区分毎。「羽生上岩瀬地区」、「板橋区板橋」では土質区分毎、かつ同一土質区分で 5,000 m<sup>3</sup>毎に必要です。

※「利根川上流河川事務所の受入地」、「厚木環状3号線」、「上武大橋左岸」では土質区分毎、「板橋区板橋」では土質区分毎、かつ同一土質区分で 5,000 m<sup>3</sup>毎に「土の透水試験 (JIS A 1218)」も必要です。

※「江戸川河川事務所の受入地」、「羽田空港跡地地区」は、土の pH 試験は不要です。

ただし、石灰改良土の場合、「江戸川河川事務所の受入地」においては pH 試験が必要です。pH 値については、事前にご相談ください。

※一覧表には各試験のデータシートも添付してください。

### Ⓒ 空間放射線量の測定（江戸川河川事務所の受入地、利根川上流河川事務所の受入地、上武大橋左岸の場合）

放射性物質汚染対策特別措置法に基づく汚染状況重点調査区域に指定されている自治体から搬出する場合に必要です。

（詳細はお問い合わせください。）

## (2) 「青梅地区」「八王子地区」で必要な書式、図書類

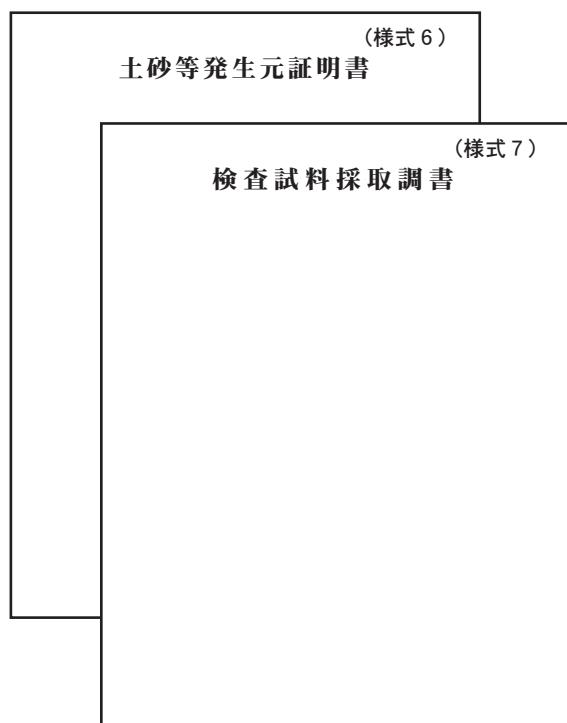
<b>特定濃度計量証明書 (ダイオキシン類含有試験)</b>	<b>④特定濃度計量証明書 (ダイオキシン類含有濃度)</b>
<b>運搬車両一覧表</b> (様式 12-1)	→ 河川水路や湖沼から発生する水底土砂を搬入する場合に必要となります。 検定方法は、環境省による「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル(平成 21 年 3 月)」によります。
	※試験は、『特定計量証明事業者認定制度』に基づき認定された専門の機関が試料採取から分析までを実施してください。
	※結果証明は、「特定濃度計量証明書」または分析結果証明書に「特定計量証明事業者認定証の写し」を添付してください。
<b>⑤運搬車両一覧表 (様式 12-1)</b>	p.45 に記入例
	→ 土砂を搬入する全ての車両の登録が必要です。
	→ 「八王子地区」に搬入する運搬車両については、八王子碎石協会の登録が必要です。

## (3) 「秋ヶ瀬ヤード」「西遊馬ヤード」で必要な書式、図書類

<b>特定濃度計量証明書 (ダイオキシン類含有試験)</b>	<b>⑥特定濃度計量証明書 (ダイオキシン類含有濃度)</b>
<b>土質試験結果一覧表</b>	※試験は、『特定計量証明事業者認定制度』に基づき認定された専門の機関が試料採取から分析までを実施してください。
<b>運搬車両一覧表</b> (様式 12-2)	※結果証明は、「特定濃度計量証明書」または分析結果証明書に「特定計量証明事業者認定証の写し」を添付してください。
	<b>⑦土質試験結果一覧表* (地盤工学会 6162)</b>
	試験項目は、
	土粒子の密度試験 (JIS A 1202) 土の含水比試験 (JIS A 1203) 土の粒度試験 (JIS A 1204) 突固めによる土の締固め試験 (JIS A 1210) 締固めた土のコーン指數試験 (JIS A 1228) 土の pH 試験 (JGS 0211) ※許容値は 5.8~8.6 地盤材料の工学的分類法 (JGS 0051) 土の液性限界、塑性限界試験 (JIS A 1205) 土の湿潤密度試験 (JIS A 1225)
	※一覧表には各試験のデータシートも添付してください。
	<b>⑧運搬車両一覧表 (様式 12-2)</b>
	p.46 に記入例

→ 土砂を搬入する全ての車両の登録が必要です。

(4) 「市川港」「三郷市番匠免」「横浜鈴繁埠頭」「大磯町大磯港」「城南島」「小山町新柴」「相模原市相模原」で必要な書式、図書類



#### Ⓐ 土砂等発生元証明書

p.37、38、40に記入例

(様式 6-1) 市川港、横浜鈴繁埠頭、  
大磯町大磯港、城南島<sup>※2</sup>、  
小山町新柴

(様式 6-2) 三郷市番匠免

(様式 6-4) 相模原市相模原

#### Ⓑ 検査試料採取調書

p.41、42、44に記入例

(様式 7-1) 市川港、横浜鈴繁埠頭、  
大磯町大磯港、城南島<sup>※2</sup>、  
小山町新柴

(様式 7-2) 三郷市番匠免

(様式 7-4) 相模原市相模原

#### Ⓒ 運搬車両一覧表

小山町新柴のみ必要 (様式 12-1)

※ 1 「土砂等発生元証明書」と「検査試料採取調書」、「地質分析（濃度）結果証明書」は必ずセットとなります。(試験の検体の数の資料が必要です。) なお、三郷市番匠免、相模原市相模原は「計量証明書」も必要です。

※ 2 城南島については、富津市の書式の提出が必要な場合があります。(UCR担当者に相談してください。)

#### 添付する図書類 (UCR担当者にご相談ください。)

土砂等発生元証明書には、

⑦ (掘削) 工事平面図

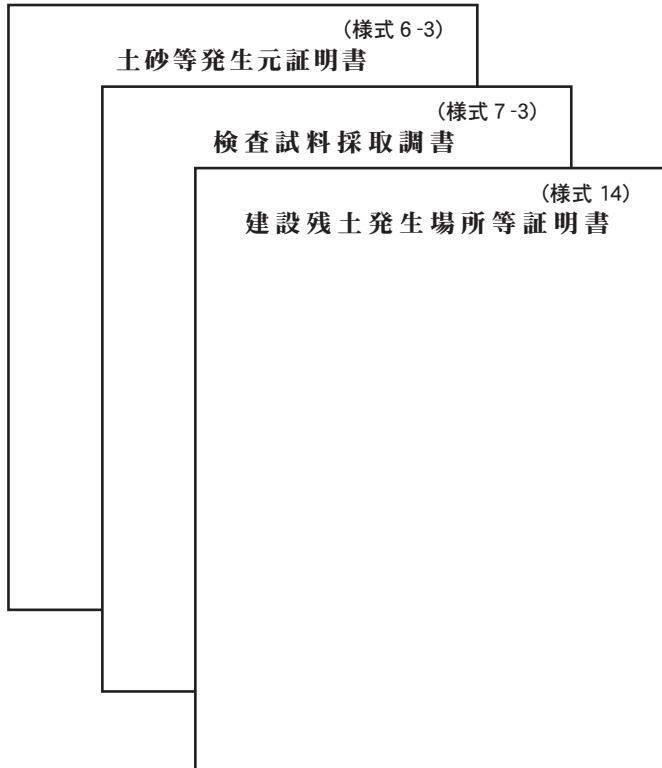
① (掘削) 工事断面図

⑨ 土量計算書 (土砂等発生元証明書毎に作成してください。)<sup>※3</sup>

を添付してください。

※ 3 相模原市相模原、小山町新柴については、⑨土量計算書は提出不要です。

## (5) 「横須賀市久里浜港」で必要な書式、図書類



### Ⓐ 土砂等発生元証明書（様式 6-3）

p.39 に記入例

### Ⓑ 検査試料採取調書（様式 7-3）

p.43 に記入例

土質区分毎、かつ地山  $4,000\text{ m}^3$  每に  
1 検体（5 地点<sup>\*</sup>・試料混合）が必要

\* 第 1 種特定有害物質は 1 地点

### Ⓒ 建設残土発生場所等証明書（様式 14）

p.47 に記入例

### 添付する図書類

土砂等発生元証明書には、

Ⓐ（掘削）工事平面図

Ⓑ（掘削）工事断面図

Ⓒ 土量計算書（土砂等発生元証明  
書毎に作成してください。）

を添付してください。

提出が必要な受入地  
 「市川港」「横浜鈴繁埠頭」\*「大磯町大磯港」  
 「城南島」\*「小山町新柴」\*  
 ※「横浜鈴繁埠頭」「城南島」「小山町新柴」については  
 U C R 担当者に相談してください。

## 記入例

(様式 6-1)

第九号様式（第八条第二項）

# 土砂等発生元証明書

特定事業者名

記入しないでください。

年 月 日

様

発生元事業者

住 所 東京都渋谷区渋谷 2-17-5

事業者名 首都圏建設株式会社

担当者の認印を押す。

工事請負者を記入してください。  
 代表者等の職印を押してください。

代表者又は現場責任者

代表取締役 首都圏 太郎

印

建設 次郎

印

電話番号 (携帯) ○○○-●●●●-△△△△

必ず担当者名を記入してください。  
 担当者の携帯等直接連絡可能な電話番号を記入してください。

担当者

「地質分析（濃度）結果証明書」の備考欄の記載と一致させてください。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第 137 号) 第 2 条第 1 項に規定する廃棄物ではありません。

工 事 名	水 2 3 号 広域町水道送水管敷設工事	
工 事 施 工 場 所	広域町大字利用	
当該工事での土砂発生総量 (工事全体の土量)	契約工期を記入してください。	
当該工事に係る土砂等発生総量	2 0 0 0 年 6 月 1 日 ~ 2 0 0 0 年 2 月 15 日	記入しないでください。
今回の証明に係る土砂等の量	7, 0 0 0. 0 0 m <sup>3</sup> (うち搬出契約量	m <sup>3</sup> )
発生土砂等の地質分析 (濃度) 結果証明書の有無	有 ● 無 別紙のとおり	今回の証明に関し、搬入する土量（別途土量計算必要）
発 生 土 砂 等 の 区 分	第三種建設発生土	
発生土砂等運搬契約者名	住所 広域町中央 1-2	氏名 (株)資源工業
	住所	氏名
	住所	氏名
	住所	氏名
発生土砂等埋立事業者名	(一時たい積特定事業場) (埋立て等の事業場)	住所 氏名 記入しないでください。

注 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。

別記様式第8号（第9条関係）

## 土砂等発生元証明書

年 月 日

新里開発株式会社  
代表取締役社長 福島 八重子 様

住 所 東京都渋谷区渋谷2-17-5

発生元事業者 事業者名 首都圏建設株式会社

代表者又は現場責任者

代表取締役 首都圏太郎

又は 現場代理人 建設次郎

電話番号 ○○○-●●●●-△△△△

印  
印

次の工事 等から発生する土砂等について、次のとおり  
 なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
 葉物ではありません。

「地質分析（濃度）結果証明  
 書」の備考欄の記載と一致さ  
 せてください。

工 事 等 名	水23号 広域町水道送水管敷設工事	
工 事 等 施 工 場 所	広域町大字利用	
発 注 者	契約工期を記入してください。 広域町水道建設事務所	
工 事 等 施 工 期 間	2000年6月1日～2000年2月15日	
当該工事での土砂発生総量 (工事全体の土量)	7,000.00 m <sup>3</sup> (うち処分契約量	m <sup>3</sup> )
今回の証明に係る土砂等の量	2,000.00 m <sup>3</sup> (5,000 m <sup>3</sup> 以内)	記入しないでください。
発 生 土 砂 等 の 計 量 証 明 書 の 有 無	有	今回の証明に関し、搬入する 土量(別途土量計算必要)
発 生 土 砂 等 の 区 分	第三種建設発生土	
発 生 土 砂 等 運 搬 契 約 者	住所 広域町中央1-2 氏名 (株)資源工業	必ず記入してください。
発 生 土 砂 等 最 終 処 分 事 業 者	住所 氏名	記入しないでください。

備考 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再資源化の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。

別記第12号様式(第16条関係)

## 土砂等発生元証明書

年 月 日

和歌山県知事 様

書類作成日(土壤検査結果証明書発行日以降)

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

発生元事業者

東京都渋谷区渋谷2-17-5

責任者氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

首都圏建設株式会社

代表取締役 首都圏 太郎

(印)

工事請負者を記入、代表者等の職印を押してください。

電話番号

○○○-●●●●-△△△△

土砂等の発生について、次のとおり証明します。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する廃棄物ではありません。

「土壤検査結果証明書」の備考欄の記載と一致させてください。

採取場所の所在地	○○○県○○郡広域町大字利用		
証明に係る土砂等が建設工事等により発生した場合にあっては、建設工事等の概要	工事名	水23号 広域町水道送水管敷設工事	
	発注者	広域町水道建設事務所	契約工期を記入してください。
	工事施工期間	2000年6月1日～2000年2月15日	
当該工事に係る土砂等の発生量	3,000.00 m <sup>3</sup> (うち今回の搬入量 m <sup>3</sup> )		
今回の証明に係る土砂等の量	1,000.00 m <sup>3</sup> (4) 差引増の地山土量		
発生土砂等の汚染状況についての検査結果の証明書の有無	○(有)・無		
発生土砂等の区分	1の(1)、1の(2)、2		
証明に係る土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号(法人にあっては、その名称、代表者又は主たる事務所の所在地及び電話番号)	○○○県○○郡広域町中央1-2 (株)資源工業 代表取締役 ○○○○ 電話 ○○○-△△△-○○○○		
証明に係る土砂等の使用者の住所、氏名及び電話番号(法人にあっては、その名称、代表者又は主たる事務所の所在地及び電話番号)	神奈川県横須賀市佐原三丁目3番6号 株式会社 マルモリ 代表取締役 長森 豊 電話 046-854-4212		

## 備考

- 発生土砂等の区分については、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則別表第4第4項の表中土砂等の区分欄の1の(1)、1の(2)、2の区分に該当するものを○で囲むこと。
- 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができる。

(日本工業規格A列4番)

第 16 号様式(第 15 条関係)

## 土 砂 等 発 生 元 証 明 書

年 月 日

相模原市長 あて

工事請負者を記入し、代表者等の職印を押してください。

発生元事業者

住 所 東京都渋谷区渋谷2-17-5

氏 名 首都圏建設株式会社

代表取締役首都圏太郎



電話番号 現場代理人 建設次郎

○〇〇-△△△-〇〇〇〇

電話番号の欄には、現場担当者および担当者へ連絡ができる連絡先を記入してください。

相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例  
する土砂等が次の事業から発生し、又は採取された土砂等であります。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

事 業 名	水23号 広域町水道送水管敷設工事	
施 工 場 所	広域町大字利用	
登 注 者	広域町水道建設事務所	
当該事業の契約工期を記載してください	間	2000年〇月〇日～2000年〇月〇日
当該工事に係る土砂等発生総量	20,000 m <sup>3</sup> (うち搬出契約量 20,000 m <sup>3</sup> )	
当該工事での土砂発生総量 (工事全体の土量)	4,000 m <sup>3</sup> (5,000 m <sup>3</sup> 以内)	
発生土砂等の区分	第三種建設発生土	
発生土砂等搬出入事業者名	住所 広域町中央1-2	氏名 (株)資源工業
	運搬事業者すべてを記入してください。なお、事業者数が多い場合は、行を増やす、文字を小さくするなどして、欄に収まるようにしてください。	
発生土砂等埋立て事業者名	(一時堆積事業場) (埋立て等の事業場)	住所 相模原市緑区葉山島字 紅葉山1007番外32筆 氏名 (株)奥村組 東日本支社 取締役常務執行役員支社長 金重昌宏

注 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。

## 提出が必要な受入地

「市川港」「横浜鈴繁埠頭」\*「大磯町大磯港」  
「城南島」\*「小山町新柴」\*

\*「横浜鈴繁埠頭」「城南島」「小山町新柴」については  
UCR担当者に相談してください。

## 記入例

(様式 7-1)

第二号様式（第四条第二項第十二号及び第五項第四号、第八条第三項並びに第十二条第一項第二号及び第三号並びに第二項）

## 検査試料採取調書

年 月 日

採取者

住 所

採取された方の所属、氏名、連絡先を記入し、必ず採取者所属の会社印と職氏名印をお願いします。（スタンプタイプ等の簡易印鑑は不可）

所 属

職 氏 名

印

連絡先電話

別添地質分析（濃度）結果証明書（排水汚染状況測定（濃度）結果証明書）の検査試料を次のとおり採取しました。

検体区分及び番号	123456-A	「地質分析（濃度）結果証明書」の検体区分・番号を転記してください。
報告区分	地質（表土・搬入・定期・廃止・完了・終了） 排水（定期・廃止・完了・終了）	
採取年月日	2000年6月12日	原則として、採取日の翌日までに分析機関に依頼してください。
採取日の天候	晴れ	
地質分析の場合の採取深度	GL-0.5m, GL-1.5m, GL-2.5m, GL-3.5m, GL-4.5m	

注 検体区分の欄には、この調書に係る地質分析（濃度）結果証明書、排水汚染状況測定（濃度）結果証明書に記載された番号等を記載すること。

提出が必要な受入地 「三郷市番匠免」

記 入 例

(様式 7-2)

別記様式第9号（第9条関係）

検査試料採取調書

年 月 日

採取者 住 所  
所 属

職氏名

電話番号

採取された方の所属、氏名、連絡先を記入し、押印してください。（採取者は工事請負業者、分析機関のいずれでも可）

印

別添計量証明書（地質・水質）の検査試料を次のとおり採取しました。

検体区分	123456-A	「地質分析（濃度）結果証明書」の検体区分・番号を転記してください。
報告区分	地質（ <u>搬入</u> ・定期・廃止・完了） 水質（定期・廃止・完了）	
採取年月日	2000年6月12日	原則として、採取日の翌日までに分析機関に依頼してください。
採取日の天候	晴れ	
地質分析の場合の採取深度	No. 1 No. 2 No. 3 No. 4 No. 5 GL-0.5m, GL-0.5m, GL-0.5m, GL-0.5m, GL-0.5m	

備考 検体区分の欄には、この調書に係る計量証明書に記載された発行番号等を記載すること。

別記第6号様式（第11条、第16条、第22条関係）

## 検査試料採取

土壌検査結果証明書を発行する  
分析会社が記入してください。

## (注意)

試料採取から分析、結果証明までを同一の分析会社が  
行う必要があります。

年 月 日

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

採取者 ○○県○○市○○1-2-3

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

○○地質分析株式会社

代表取締役 ○○○○

印

採取者 ○○○○

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

別添土壌検査結果証明書(水質検査結果証明書)の検査試料を次のとおり採取しました。

採取した試料の検査結果 を証明する書面に 記載された発行番号	土壌検査結果証明書右肩の発行番号を 転記してください。
検 体 区 分	土砂等 (表土 搬入 定期・廃止・完了)  浸透水 (定期・廃止・完了)
採 取 年 月 日	2000年6月12日 原則として、採取日の翌日までに 分析機関に依頼してください。
採 取 日 の 天 候	晴れ
土砂等の採取の場合に あつては、採取深度	No. 1 No. 2 No. 3 No. 4 No. 5 GL-0.5m, GL-0.5m, GL-0.5m, GL-0.5m, GL-0.5m

## 備考

- 1 試料採取は、計量証明を行う者の計量管理下で行うこと。
- 2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

(日本工業規格A列4番)

提出が必要な受入地 「相模原市相模原」

## 記 入 例

(様式 7-4)

第6号様式(第7条、第8条、第12条、第15条、第19条関係)

# 検査試料採取調書

書類作成日(土壤検査結果証明書以降の日付)

年 月 日

採取者

採取された方の住所、所属、役職、  
氏名、連絡先を記入し、押印(認  
印)してください。(スタンプ等の  
簡易印鑑は不可)

住 所

所 属

職 氏 名

印

電話番号

別添計量証明書の検査試料を次のとおり採取しました。

件名又は試料名	1 2 3 4 5 6 - A	検査結果証明書の検体区分・ 番号を転記してください。
報告区分	土壤(表土・搬入・定期・廃止・完了・終了) 水質( )	
採取年月日	20〇〇 年〇〇月〇〇日	原則として、採取日の翌日までに 分析機関に依頼してください。
採取日の天候	晴れ	
土壤分析の場合の 採取深度(m)	No.1 GL-0.5 , No.2 GL-1.5m , No.3 GL-2.5m, No.4 GL-3.5m , No.5 GL-4.5m	

注 件名又は試料名の欄には、別添の計量証明書に記載された番号等を記載すること。

提出が必要な受入地  
「青梅地区」「八王子地区」「小山町新柴」

## 記入例

(様式 12-1)

年 月 日

# 運搬車両一覧表

工事名 水23号 広域町水道送水管敷設工事

工事請負者 首都圏建設株式会社

20台を超える場合、  
2ページ目は21～  
3ページ目は41～  
としてください。

運搬事業者名 (株)資源工業

住所 ○○県○○郡広域町中央1-2

電話番号 〇〇〇-△△△-〇〇〇〇

	ナンバー	背番号
1	大宮123あ1123	大宮建1234
2		
3	ナンバープレートの情報を記入してください。	荷台表記の情報を記入してください。
4		
5		4t車以下の場合は「○t車」と記入してください。
6		
7		
8		
9		
10		受入地に土砂を搬入する全ての車両を記載してください。
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18	八王子地区へ搬入される場合は、八王子碎石協会に登録されている車両に限ります。	
19		
20		

\* 注 排ガス規制をクリアしていない車両は使用できません

\* 注 車検証・運転免許証等の写しを添付する必要はありません

提出が必要な受入地  
「秋ヶ瀬ヤード」「西遊馬ヤード」

## 記 入 例

(様式 12-2)

20台を超える場合、  
2ページ目は21～  
3ページ目は41～  
としてください。

### 承諾番号

発注者 広域町水道建設事務所

工事件名 水23号 広域町水道送水管敷設工事

請負業者 首都圏建設株式会社

電話番号 〇〇〇-△△△-〇〇〇〇

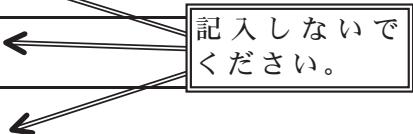
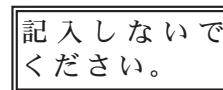
No.	メーカー	積載重量(t)	登録番号	車番	初年度登録年月	型式	運搬事業者	表示番号
例	いすゞ	10	大宮123あ	1123	13.9	KK-	〇〇土建	大宮建1234
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								

受入地に土砂を搬入する全ての車両を記載してください。

※ 条例（九都県市）で定める粒子状物質排出基準を満たさないデーゼル車は搬入できません。

※ 車検証の備考欄に記載されている「NOX・PM適合」の有無は条例の適否を示すものではありません。

型式：自動車検査書の「型式」欄の識別記号を記入する。

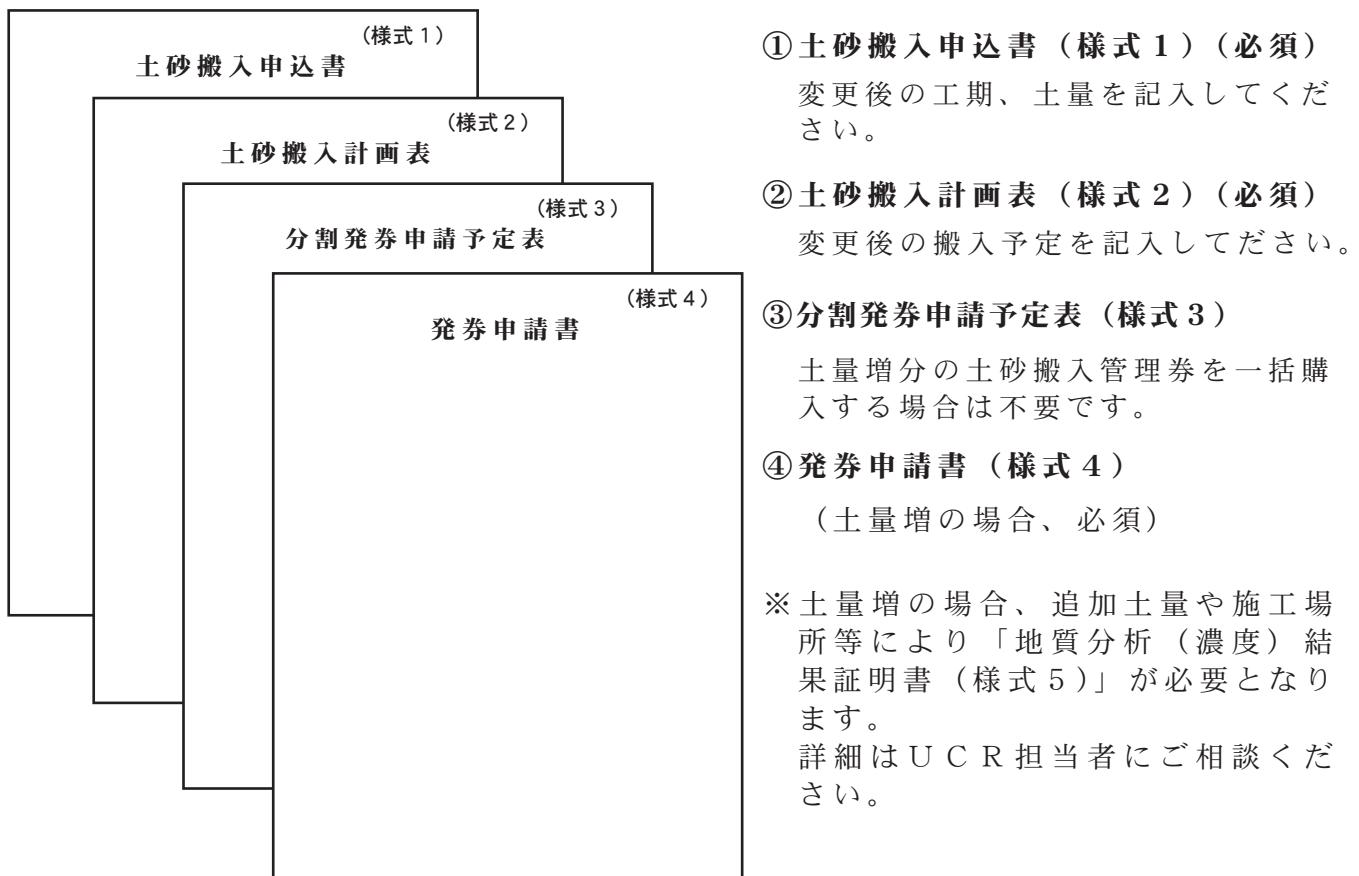
建設残土発生場所等証明書		
建設残土発生場所の概要	所在地	○○県○○郡広域町大字利用
	工事名	水23号 広域町水道送水管敷設工事
	発注者	住所 ○○県○○郡広域町1-1 氏名 広域町水道建設事務所 電話番号 ○○○-△△△-○○○○
	工事期間	2000年6月1日～2000年2月15日
請負業者の住所、氏名及び電話番号	東京都渋谷区渋谷2-17-5 首都圏建設株式会社 代表取締役 首都圏太郎 000-000-0000	
土砂集積業者の住所、氏名及び電話番号	神奈川県横須賀市佐原三丁目3番6号 株式会社マルモリ 代表取締役 長森豊 046-854-4212	
海上運搬業者の住所、氏名及び電話番号	徳島県板野郡松茂町 笹木野字八山開拓36-10 住若海運株式会社 代表取締役 坂崎誠一 088-699-6622	
建設残土搬入港名		
同 搬入年月日		
同 搬入土量		
上記のとおりであることを証明します。 松山市長 野志 克仁 殿		
 平成 年 月 日		
請負業者	住所 東京都渋谷区渋谷2-17-5 氏名 首都圏建設株式会社 代表取締役 首都圏太郎  電話番号 000-000-0000	
土砂集積業者	住所 神奈川県横須賀市佐原三丁目3番6号 氏名 株式会社マルモリ 代表取締役 長森豊  電話番号 046-854-4212	
海上運搬業者	住所 徳島県板野郡松茂町 笹木野字八山開拓36-10 氏名 住若海運株式会社 代表取締役 坂崎誠一  電話番号 088-699-6622	

注 1 「住所氏名」は、法人にあっては、主たる事務所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名を記載のこと。

2 建設残土運搬課程において、上記以外の業者が関係する場合（例えば、陸上運搬業者、掘削業者等）にあっては、その業者についても記載のこと。

### 3 土量増や工期延伸などが生じた時に提出が必要な書式、図書類

#### (1) 全ての受入地で提出が必要な書式、図書類



#### 添付する図書類

土砂搬入申込書には、

⑦工事位置図（前回までの申込み場所以外からの搬出がある場合）

①受入地までの運搬経路図（前回までの申込み場所以外からの搬出がある場合）

地質分析（濃度）結果証明書には、

⑦試料採取位置図

②試料採取状況写真

新たに土砂を現場外に仮置きし、そこから受入地に搬入する場合には、

⑧仮置場使用確認書（案内図、平面図、写真を添付）（様式 13）

を添付してください。

※ 各様式については当社ホームページの首都圏事業「提出書類ダウンロード」

から必要な様式をダウンロードしてください。

(目次 3 頁参照)

## (2) 受入地により追加で提出が必要な書式、図書類

① 「市川港」「三郷番匠免」「横浜鈴繁埠頭」「大磯町大磯港」

「城南島」「小山町新柴」「相模原市相模原」

(様式 6) 土砂等発生元証明書	
(様式 8) 工期・発生土量の変更に伴う証明書	

### Ⓐ 土砂等発生元証明書（様式 6）（必須）

p.37～40 に記入例

変更後の土量及び工期を記載してください。

（様式 6-1）市川港、横浜鈴繁埠頭、

大磯町大磯港、城南島、小山町新柴

（様式 6-2）三郷番匠免

（様式 6-4）相模原市相模原

### Ⓑ （工期・）発生土量の変更に伴う証明書<sup>\*1</sup>

（様式 8）（必須）

※ 小山町新柴、相模原市相模原は不要です。

p.52 に記入例

変更する理由、延伸工期、変更土量等を記入してください。不要な項目は消去してください。

## 添付する図書類

土量変更の場合、土砂等発生元証明書には、

⑦（掘削）工事平面図（変更箇所がわかるように記載）

①（掘削）工事断面図（変更箇所がわかるように記載）

⑦ 土量計算書（土砂等発生元証明書毎に作成してください。）<sup>\*1</sup>

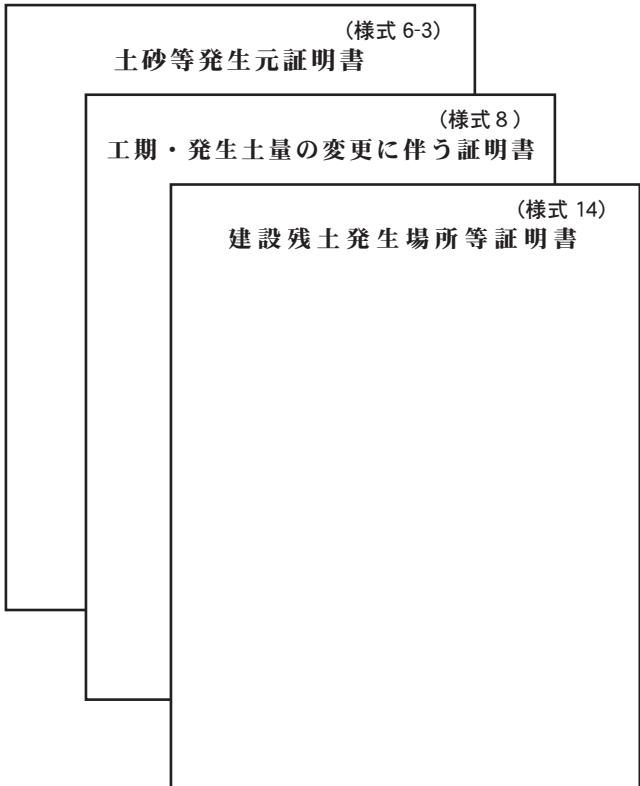
を添付してください。

土量増の場合、追加土量や施工場所等によっては新たな試料採取・分析等が必要となるため、「検査試料採取調書（様式 7）」の提出が必要となります。

詳細は U C R 担当者にご相談ください。

※ 1 小山町新柴、相模原市相模原については、⑦土量計算書は提出不要です。

## ② 「横須賀市久里浜港」



### Ⓐ 土砂等発生元証明書（様式 6-3）（必須）

p.39 に記入例

変更後の土量及び工期を記載してください。

### Ⓑ 工期・発生土量の変更に伴う証明書

#### （様式 8）（必須）

p.52 に記入例

変更する理由、延伸工期、変更土量等を記載してください。

不要な項目は消去してください。

### Ⓒ 建設残土発生場所等証明書（様式 14）

#### （必須）

p.47 に記入例

工期延伸の場合は不要です。

## 添付する図書類

土量変更の場合、土砂等発生元証明書には、

- ⑦ (掘削) 工事平面図（変更箇所がわかるように赤字等で記載）
- ① (掘削) 工事断面図（変更箇所がわかるように赤字等で記載）
- ⑨ 土量計算書（土砂等発生元証明書毎に作成してください。）

を添付してください。

土量増の場合、追加土量や施工場所等によっては新たな試料採取・分析等が必要となるため、「検査試料採取調書（様式 7-3）」の提出が必要となります。

詳細は U C R 担当者にご相談ください。

### ③ その他の受入地

土量増などで新たな試料採取が必要となった場合に次の書類が必要となります。詳細は U C R 担当者にご相談ください。

⑦ 「江戸川河川事務所の受入地」「利根川上流河川事務所の受入地」「羽生上岩瀬地区」「鴻巣・行田地区ヤード」「水谷調節池」「厚木環状3号線」「板橋区板橋」「羽田空港跡地地区」「上武大橋左岸」

- ・ダイオキシン類試験結果証明書
- ・土質試験結果一覧表(データ表を添付する。)※鴻巣・行田地区ヤードは不要

① 「青梅地区」「八王子各地区」

- ・ダイオキシン類試験結果証明書  
※検定方法は、環境省による「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（平成21年3月）」によります。
- ・運搬車両一覧表（様式12-1）（p.45に記入例）

⑦ 「秋ヶ瀬ヤード」「西遊馬ヤード」

- ・ダイオキシン類試験結果証明書
- ・土質試験結果一覧表(データ表を添付する。)
- ・運搬車両一覧表（様式12-2）（p.46に記入例）

工期延伸や土量増の時に提出が必要な受入地  
「市川港」「三郷市番匠免」「横浜鈴繁埠頭」  
「大磯町大磯港」「横須賀市久里浜港」「城南島」

**(様式 8)  
土量増の場合の記入例**

工期延伸の場合の記入について；  
表題を「工期の変更に伴う証明書」とし、変更  
(延伸)となる理由を記載してください。

20〇〇年〇〇月〇〇日

## 発生土量の変更に伴う証明書

工事名： 水23号 広域町水道送水管敷設工事

路線・河川・区域名：

工事場所： ○○県○○郡広域町大字利用

上記の工事について、 **工事延長の増等** の理由から、発生土量を〇〇〇 m<sup>3</sup> から△△△ m<sup>3</sup> に変更したことに相違ありません。

発注機関（所属・役職）

所属 広域町水道建設事務所

担当者名 上水道男

印

発生元事業者

事業者名 首都圏建設株式会社

代表者名 代表取締役 首都圏 太郎

印

## 4 完了時に提出が必要な書式、図書類（全受入地共通）

### （1）申込土量より搬入土量が少ない場合に提出が必要な書式、図書類

(様式 9)  
土砂搬入完了精算書

#### Ⓐ 土砂搬入完了精算書（様式 9）

p.54 に記入例

※ 「土砂搬入完了精算書」は「土砂搬入完了届」を兼ねます。

※ UCR からの土砂搬入完了確認書が必要な場合は、別途、「土砂搬入完了確認依頼書」を提出してください。

#### 同時に提出する図書類

土砂搬入完了精算書の提出と同時に、

⑦（未使用の）土砂搬入管理券

①（UCR から貸与した）受入地通行証を提出（返還）してください。

### （2）申込土量全量の搬入が完了した場合に提出が必要な書式、図書類

(様式 10)  
土砂搬入完了届

#### Ⓐ 土砂搬入完了届（様式 10）

p.55 に記入例

※ 土砂搬入完了確認依頼書を提出する場合は不要です。

#### 同時に提出する図書類

土砂搬入完了届の提出と同時に、

⑦（UCR から貸与した）受入地通行証を提出（返還）してください。

### （3）UCR からの土砂搬入完了確認書が必要な場合に提出が必要な書式、図書類

(様式 11)  
土砂搬入完了確認依頼書

#### Ⓐ 土砂搬入完了確認依頼書（様式 11）

p.56 に記入例

※ UCR からの「土砂搬入完了確認書」(p.57 に見本) は概ね 3 ~ 5 日程度で郵送します。

#### 同時に提出する図書類

土砂搬入完了確認書の提出と同時に、

⑦（UCR から貸与した）受入地通行証を提出（返還）してください。

申込土量より搬入土量が少ないと場合は、必ず  
提出してください。  
・未使用券がある場合  
・設計変更により搬入土量が減となった場合

## 記 入 例

(様式 9)

2000年00月00日

# 土砂搬入完了精算書

[承諾番号 都-123456]

(株)建設資源広域利用センター 御中

工事請負者 住 所 東京都渋谷区渋谷2-17-5

法人名 首都圏建設株式会社

代表者職氏名 代表取締役 首都圏 太郎 (印)

使用枚数+返却券枚数=発券枚数となります。

搬入申込土量を下回ったので届け出ます。

搬入先(受入地名)	青梅地区(ヶ)				
発注機関	広域町水道建設事務所				
工事名	水23号 広域町水道送水管敷設工事				
搬入申込土量	2,000.00 m <sup>3</sup>				
搬入完了土量 (券換算)	券種	使用枚数	積載土量	搬入土量	搬入土量の合計
	10t車券	339枚	5.55 m <sup>3</sup>	1,881.45 m <sup>3</sup>	
	t車券	枚	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
	t車券	枚	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	1,881.45 m <sup>3</sup>

上記に伴う受入料金の還付を下記のとおり申請します。

未使用返却券枚数 及び返却券土量	券種	返却券枚数	積載土量	返却券土量	返却券土量の合計
	10t車券	22枚	5.55 m <sup>3</sup>	122.10 m <sup>3</sup>	
	t車券	枚	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
	t車券	枚	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	122.10 m <sup>3</sup>
受入単価	(昼) / 夜	(地山1m <sup>3</sup> 当たり)	2,480	円	
還付金額	(税込)	333,088		円	
金融機関・支店名	口座名義人(フリガナ)	科目	口座番号		
○○銀行 ○○支店	(シトケンセンセツカブシカイシャ) 首都圏建設株式会社	当座 普通	○	○	○
備考欄			○	○	○
工事請負者担当者(氏名)	建設 次郎	(携帯)	000-0000-0000		
(電話)	000-000-0000	(FAX)	000-000-0000		

返却券土量の合計×受入単価=A(1円未満切捨て)  
A×1.1(消費税)=還付金額(1円未満切捨て)

発注機関(所属)	広域町水道建設事務所
監督員(氏名)	上水道男 (印)
(電話)	000-000-0000 (FAX) 000-000-0000

注意 1) 備考欄は工事請負者と払戻先口座名義人が異なるとき、双方の関係をご記入ください。

## 記 入 例

(様式 10)

年 月 日

# 土 砂 搬 入 完 了 届

[承諾番号 都-123456]

(株)建設資源広域利用センター 御中

工事請負者 住 所 東京都渋谷区渋谷2-17-5  
法人名 首都圏建設株式会社  
代表者職氏名 代表取締役 首都圏 太郎  
現場代理人 氏名 建設 次郎 (印)

次のとおり搬入申込土量全量の搬入が完了したので届け出ます。

搬入先 (受入地名)	青梅地区(ヶ)
発注機関	広域町水道建設事務所
工事名	水23号 広域町水道送水管敷設工事
搬入申込土量	2,000.00 m <sup>3</sup>
搬入完了土量	上記搬入申込土量のとおり
備考欄	
工事請負者担当者 (氏名)	建設 次郎 (携帯) 000-0000-0000 (電話) 000-000-0000 (FAX) 000-000-0000

### 注意

1) 土量は、横須賀市久里浜港はほぐし土量、それ以外の受入地は地山土量とします。

※ 土砂搬入完了精算書や土砂搬入完了確認依頼書を提出する場合は当書類(土砂搬入完了届)の提出は不要です。

UCRからの「土砂搬入完了確認書」が必要な場合に提出してください。

## 記入例

(様式 11)

年 月 日

# 土砂搬入完了確認依頼書

[承諾番号 都-123456 ]

(株)建設資源広域利用センター 御中

工事請負者 住 所

東京都渋谷区渋谷2-17-5

法人名

首都圏建設株式会社

代表者職氏名

代表取締役 首都圏 太郎

(印)

次のとおり建設発生土の搬入を完了したので確認書の発行を依頼します。

搬入先(受入地名)	青梅地区(ヶ)				
発注機関	広域町水道建設事務所				
工事名	水23号 広域町水道送水管敷設工事				
工事場所	広域町大字利用				
搬入申込土量	2,000.00 m <sup>3</sup>				
	券種	使用枚数	積載土量	搬入土量	搬入土量の合計
搬入完了土量 (券換算)	10t車券 t車券 t車券	339枚	5.55 m <sup>3</sup>	1,881.45 m <sup>3</sup>	1,881.45 m <sup>3</sup>
土砂搬入開始日	2000年 7月 4日				
土砂搬入完了日	2000年 11月 8日				
工事請負者担当者(氏名)	建設 次郎 (電話) 000-000-0000 (FAX) 000-000-0000				
完了確認書送付先(宛名)	首都圏建設(株)○○作業所 (郵便番号) 123-0045 (住所) ○○県○○市○○123				

### 注意

- 1) 土量は、横須賀市久里浜港はほぐし土量、それ以外の受入地は地山土量とします。
- 2) 土砂搬入完了確認書の発行を希望する場合は必ず当書類を提出してください。

見 本

(そ の 他)

2000年00月00日

## 土 砂 搬 入 完 了 確 認 書

首都圏建設株式会社 御中

株式会社 建設資源広域利用センター

次の工事の U C R 受入地への土砂の搬入は、下記のとおり完了したことを確認します。

1. U C R 承諾番号 都-123456号
2. 発注機関 広域町水道建設事務所
3. 工事名 水23号 広域町水道送水管敷設工事
4. 工事場所 広域町大字利用

記

搬入受入地 青梅地区(ヶ)

搬入土量	申込土量	2,000.00	m <sup>3</sup>
	完了土量(券換算)	1,881.45	m <sup>3</sup>

土砂搬入期間 自 2000年7月4日至 2000年11月8日





#### 受入地名

- ① 江戸川流山ヤード
- ② 市川港
- ③ 羽生上岩瀬地区
- ④ 鴻巣・行田地区ヤード
- ⑤ 水谷調節池
- ⑥ 江戸川右岸金杉ヤード
- ⑦ 江戸川吉川ヤード
- ⑧ 秋ヶ瀬ヤード
- ⑨ 西遊馬ヤード
- ⑩ 加須市旗井
- ⑪ 羽生市堤
- ⑫ 羽生市上川俣
- ⑬ 上新郷防災ステーション
- ⑭ 三田ヶ谷ヤード
- ⑮ 渡良瀬川右岸河川敷
- ⑯ 三郷市番匠免
- ⑰ 厚木環状3号線
- ⑲ 横浜鈴繁埠頭
- ⑳ 大磯町大磯港
- ㉑ 横須賀市久里浜港
- ㉒ 相模原市相模原
- ㉓ 板橋区板橋
- ㉔ 羽田空港跡地地区
- ㉕ 青梅地区(工)
- ㉖ 青梅地区(才)
- ㉗ 青梅地区(力)
- ㉘ 青梅地区(キ)
- ㉙ 青梅地区(ケ)
- ㉚ 八王子地区(2)
- ㉛ 八王子地区(5)
- ㉜ 城南島
- ㉝ 江戸川山王ヤード
- ㉞ 五霞町大福田
- ㉞ 上武大橋左岸
- ㉞ 小山町新柴

## 2021年度 U C R 建設発生土受入地一覧表

都 ・ 県	番 号	継続 ／ 新規	受入地			事業担当機関	事業内容	受入 予定期 (月)	受入 土量 (万m <sup>3</sup> )	受入単価 (予定) 円/地山m <sup>3</sup> 消費税含まず
			名 称 (UCR呼称)	所 在 地	緯 度 ・ 経 度					
千葉	1	継続	ながれやま 江戸川流山ヤード	流山市深井新田地先	35.906275, 139.881680	国土交通省 江戸川河川事務所	一般堤防	4～3	12.0	450
	2	継続	市川港	市川市千鳥町14-4	35.674111, 139.930439	(株)サンドテクノ	砂利採取場 跡地整理事業等 (中継基地)	4～3	10.0	昼間 3,450 夜間 3,600
埼玉	3	新規	羽生上岩瀬地区	羽生市大字上岩瀬地内	36.169720, 139.522074	埼玉県 地域整備事務所	産業団地造成	6～3	4.0	450
	4	新規	鴻巣・行田地区ヤード	鴻巣市広田地内他	36.100900, 139.505500	埼玉県 加須農林振興センター	農地造成	10～3	4.0	450
	5	新規	水谷調節池	富士見市大字水子地内	35.837540, 139.570883	埼玉県 川越県土整備事務所	一般堤防	11～3	2.0	450
	6	継続	江戸川右岸金杉ヤード	北葛飾郡松伏町金杉地先	35.938760, 139.844690	国土交通省 江戸川河川事務所	一般堤防	11～3	5.0	450
	7	継続	江戸川吉川ヤード	吉川市鍋小路地先	35.913738, 139.868595	国土交通省 江戸川河川事務所	一般堤防	4～3	12.0	450
	8	継続	秋ヶ瀬ヤード	さいたま市桜区下大久保地先	35.847789, 139.601932	国土交通省 荒川上流河川事務所	一般堤防	4中～3中	10.0	450
	9	新規	西遊馬ヤード	さいたま市西区西遊馬地先	35.906566, 139.562673	国土交通省 荒川上流河川事務所	一般堤防	4～12上	5.0	450
	10	新規	加須市旗井	加須市旗井地先	36.150799, 139.695404	国土交通省 利根川上流河川事務所	一般堤防	11～3	10.0	450
	11	新規	羽生市堤	羽生市大字堤地先	36.207674, 139.585899	国土交通省 利根川上流河川事務所	一般堤防	11～3	10.0	450
	12	新規	羽生市上川俣	羽生市大字上川俣地先	36.190016, 139.514054	国土交通省 利根川上流河川事務所	一般堤防	11～3	7.0	450
	13	新規	上新郷防災ステーション	羽生市大字上川俣地先	36.188241, 139.5111851	国土交通省 利根川上流河川事務所	一般堤防	11～3	6.0	450
	14	新規	三田ヶ谷ヤード	羽生市大字三田ヶ谷地先	36.170244, 139.603959	国土交通省 利根川上流河川事務所	一般堤防	11～3	5.0	450
	15	継続	渡良瀬川右岸河川敷	加須市伊賀袋地先	36.179759, 139.690065	国土交通省 利根川上流河川事務所	一般堤防	11～3	10.0	450
	16	継続	三郷市番匠免	三郷市番匠免1173-1	35.837112, 139.872057	新里開発(株)	採石場復旧 (中継基地)	4～3	30.0	昼間 3,650 夜間 3,850
神奈川	17	新規	厚木環状3号線	厚木市下古沢428	35.455052, 139.321283	厚木市役所	道路整備	10～3	1.7	450
	18	継続	横浜鈴繁埠頭	横浜市神奈川区鈴繁町4	35.474331, 139.646840	中央産業(株)	砂利採取場 跡地整理等 (中継基地)	4～3	30.0	3,800
	19	継続	大磯町大磯港	中郡大磯町大磯1398-3	35.305944, 139.316643	湘南綜合企画(株)	砂利採取場 跡地整理等 (中継基地)	4～3	10.0	3,440
	20	継続	横須賀市久里浜港	横須賀市久里浜8-2567-62	35.221646, 139.719384	(株)マルモリ	砂利採取場 跡地整理等 (中継基地)	4～3	10.0	3,310 (円/まくし/m <sup>3</sup> )
	21	継続	相模原市相模原	相模原市緑区葉山島1007	35.560320, 139.303772	(株)大入物産	ゴルフ場災害 対策	4～3	17.0	3,900
東京	22	新規	板橋区板橋	板橋区板橋2-61-7	35.750826, 139.709981	板橋区役所	庁舎解体撤去	11～12	0.2	450
	23	新規	羽田空港跡地地区	大田区羽田空港一丁目及び二丁目の各一部	35.5471270, 139.7542480	(独)都市再生機構	土地区画整理	10～3	0.7	450
	24	継続	青梅地区(工)	青梅市成木8-452-1	35.818301, 139.235581			4～3	23.0	
	25	継続	青梅地区(才)	青梅市成木5-1390	35.825473, 139.244317			4～3	3.0	
	26	継続	青梅地区(力)	青梅市成木6-1-1	35.831798, 139.233876			4～3	6.0	
	27	継続	青梅地区(キ)	西多摩郡日の出町大久野2650	35.748834, 139.227228			4～3	30.0	2,480
	28	継続	青梅地区(ケ)	青梅市成木8-868	35.824648, 139.223092			4～3	15.0	
	29	継続	八王子地区(2)	八王子市美山町388	35.696649, 139.239291			4～3	25.0	
	30	継続	八王子地区(5)	八王子市小津町2-3	35.677432, 139.250778			4～3	17.0	
茨城	31	継続	城南島	大田区域南島3-14	35.578299, 139.777042	(株)大倉	採石場復旧 (中継基地)	4～3	25.0	3,870
	32	継続	江戸川山王ヤード	猿島郡五霞町山王地先	36.104094, 139.774588	国土交通省 江戸川河川事務所	一般堤防	4～3	12.0	450
	33	新規	五霞町大福田	猿島郡五霞町大福田地先	36.127000, 139.750556	国土交通省 利根川上流河川事務所	一般堤防	11～3	10.0	450
群馬	34	新規	上武大橋左岸	伊勢崎市境平塚地先	36.252664, 139.273128	埼玉県 熊谷県土整備事務所	一般堤防	12～2	0.3	450
静岡	35	継続	小山町新栄	駿東郡小山町新栄504-1	35.316041, 138.986120	(株)東名小山カントリー俱樂部	ゴルフ場災害 対策	4～3	10.0	3,000

各受入地の条件等は変更する場合があります。UCRのホームページで確認するとともにUCR担当者に事前相談をするようお願いします。

番号	土質条件					試験項目				その他項目				特記事項	
	受入可能土質				最大粒径 (mm)	地質分析		ダイオキシン	土質試験	発生元証明書	試料採取調査	土質立会実施	夜間搬入可	受入地毎の注意事項	注意事項等の内容
	1種	2種	3種	4種		溶出	含有								
1	×	○	○	×	△	100	◎	○ 9項目	○	○	×	×	○	×	・一土質区分の最低受入量は5,000m <sup>3</sup> を標準とする。 (注1)
2	○	○	○	×	×	100	◎ + 水素イオン	○ 2項目	×	×	○	○	×	○	・夜間30台/日以上であれば受入可能。 ・休日の受入については相談可。 (注2・3・5)
3	○	○	○	×	×	100	◎	○ 9項目	○	○	×	×	○	×	要相談:改良材種類、時期、土量、土質性状により、受入が可能な場合がある。
4	×	×	○	○	×	2	◎	○ 2項目	○	×	×	×	○	×	「地質分析」について 溶出試験 ◎:25項目実施 ○:27項目実施(「1,4-ジオキサン」不要) 含有量試験 ・各受入地に必要な、含有試験2項目(硫酸、銅)、9項目または11項目(2+9)を実施すること。
5	×	○	○	×	×	100	◎	○ 9項目	○	○	×	×	△	×	・河川築堤(一般堤防)への用途に適した土質(25≤Fc≤50%)であること。
6	×	○	○	×	△	100	◎	○ 9項目	○	○	×	×	○	×	・一土質区分の最低受入量は5,000m <sup>3</sup> を標準とする。 (注1)
7	×	○	○	×	△	100	◎	○ 9項目	○	○	×	×	○	×	・一土質区分の最低受入量は5,000m <sup>3</sup> を標準とする。 (注1)
8	要相談	要相談	○	×	○	100	◎	○ 9項目	○	○	×	×	△	×	(注4・12)
9	要相談	要相談	○	×	×	100	◎	○ 9項目	○	○	×	×	△	×	(注4)
10	要相談	○	○	×	△	100	◎	○ 11項目	○	○	×	×	○	×	・一土質区分が5,000m <sup>3</sup> 未満の場合、事前相談を要する。 (注1)
11	要相談	○	○	×	△	100	◎	○ 11項目	○	○	×	×	○	×	・一土質区分が5,000m <sup>3</sup> 未満の場合、事前相談を要する。 (注1)
12	要相談	○	○	×	△	100	◎	○ 11項目	○	○	×	×	○	×	・一土質区分が5,000m <sup>3</sup> 未満の場合、事前相談を要する。 (注1)
13	要相談	○	○	×	△	100	◎	○ 11項目	○	○	×	×	○	×	・一土質区分が5,000m <sup>3</sup> 未満の場合、事前相談を要する。 (注1)
14	要相談	○	○	×	△	100	◎	○ 11項目	○	○	×	×	○	×	・一土質区分が5,000m <sup>3</sup> 未満の場合、事前相談を要する。 (注1)
15	要相談	○	○	×	×	100	◎	○ 11項目	○	○	×	×	○	×	・一土質区分が5,000m <sup>3</sup> 未満の場合、事前相談を要する。 (注1)
16	○	○	○	×	×	100	◎	○ 2項目	×	×	○	○	×	○	(注2・5)
17	○	○	×	×	×	50	◎	○ 9項目	○	○	×	×	○	×	・土質条件は1種、2種の礫質土
18	○	○	○	×	×	100	◎ + 水素イオン	○ 2項目	×	×	○	○	×	×	(注2・3・5)
19	○	○	○	×	×	100	◎	○ 2項目	×	×	○	○	×	×	(注2・5)
20	○	○	○	×	要相談	100	◎	×	×	×	○	○	×	×	・試料採取は専門の機関(計量証明事業者(濃度))に依頼すること。 (注2・5)
21	○	○	○	×	要相談	要相談	◎	×	×	×	○	○	○	×	(注8・11)
22	○	○	○	×	×	100	◎	○ 9項目	○	○	×	×	△	×	(注7)
23	○	○	○	×	×	100	◎	○ 11項目	○	○	×	×	△	×	(注8)
24	○	○	○	×	△ 要相談	300	○	○ 9項目	△	×	×	×	×	・改良土は、原則として土質立会(現場立会)を実施する。 ・八王子地区(2)、(5)へ搬入する場合、搬入車両については、八王子碎石協会に登録されているものに限る。 (注8・9)	
25															
26															
27															
28															
29															
30															
31	○	○	○	×	×	100	◎ + 水素イオン	○ 2項目	×	×	○	○	×	○	・夜間、休日の受入については相談可。 (注2・3・5)
32	×	○	○	×	△	100	◎	○ 9項目	○	○	×	×	○	×	・一土質区分の最低受入量は5,000m <sup>3</sup> を標準とする。 (注1)
33	要相談	○	○	×	△	100	◎	○ 11項目	○	○	×	×	○	×	・一土質区分が5,000m <sup>3</sup> 未満の場合、事前相談を要する。 (注1)
34	要相談	○	○	×	△	100	◎	○ 11項目	○	○	×	×	○	×	・一土質区分が5,000m <sup>3</sup> 未満の場合、事前相談を要する。 (注1)
35	○	○	○	×	要相談	300	○	○ 2項目	×	×	○	○	○	×	※参照※ ・「河川土工マニュアル」他、「建設発生土利用マニュアル第3版(独)土木研究所」の63頁を参照。

## [試験項目]

### ◎地質分析（土壤分析）試験について

- ・ 試料の採取は、専門の機関に依頼してください。
- ・ 地質分析試験は、必ず専門の機関（計量証明事業者（濃度））に依頼してください。
- ・ 土量によらず必ず実施してください。試験項目、試料採取方法等は受入地ごとに異なります。（当社に事前確認を）
- ・ 試験頻度は、原則として土質区分毎、かつ同一土質区分で5.000m<sup>3</sup>毎に1回実施する。（異なる受入地有り）
- ・ 試料は、1検体について5箇所から採取し、5地点混合方式で試験を実施します。（採取深度、平面位置は事前相談を）
- ・ 計量方法は、「土壤の汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「土壤含有量基準」土壤汚染対策法施行規則に基づく告示（平成15年3月6日環境省告示第19号）によります。

地質分析試験項目				
計量の対象		単位	基準値	計量方法
溶出試験	カドミウム	mg/L	0.003以下	日本産業規格 K0102 55.2、55.3又は55.4
	全シアン	mg/L	不検出	日本産業規格 K0102 38(38.1.1及び38の備考11の方法を除く)昭和46.12環告第59号付表1
	有機燐	mg/L	不検出	昭和49.9環告第64号付表1、日本産業規格 K0102 31.1のがメタトログ法以外のもの
	鉛	mg/L	0.01以下	日本産業規格 K0102 54
	六価クロム	mg/L	0.05以下	日本産業規格 K0102 65.2 (65.2.7を除く)
	砒素	mg/L	0.01以下	日本産業規格 K0102 61
	緑水銀	mg/L	0.0005以下	昭和46.12環告第59号付表2
	アルキル水銀	mg/L	不検出	昭和46.12環告第59号付表3、昭和49.9環告第64号付表3
	P C B	mg/L	不検出	昭和46.12環告第59号付表4
	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	クロロエチレン	mg/L	0.002以下	平成9.3環告第10号付表
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2
	1,1-ジクロロエレン	mg/L	0.1以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2
	1,1,1-トリクロロエタノン	mg/L	1以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	1,1,2-トリクロロエタノン	mg/L	0.006以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
～28項目	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	1,3-ジクロロプロパン	mg/L	0.002以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1
	チウラム	mg/L	0.006以下	昭和46.12環告第59号付表5
	シマジン	mg/L	0.003以下	昭和46.12環告第59号付表6第1、第2
	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	昭和46.12環告第59号付表6第1、第2
	ベンゼン	mg/L	0.01以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
～その他	セレン	mg/L	0.01以下	日本産業規格 K0102 67.2、67.3、67.4
	ふつ素	mg/L	0.8以下	日本産業規格 K0102 34.1、34.4
	ほう素	mg/L	1以下	日本産業規格 K0102 47.1、47.3、47.4
の試験	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	昭和46.12環告第59号付表8
	水素イオン	—	5.8以上、6以下	日本産業規格 K0102、12.1
の試験	油分	mg/L	15以下	昭和51年2月27日環境庁告示第3号
	備考	受入地が「青梅地区（工）～（ケ）」「八王子地区（2）（5）」、「小山町新柴」の場合→1,4-ジオキサンを除いた27項目を実施する。 上記以外の受入地は28項目実施する。 水素イオンは、受入地が「市川港」、「横浜鈴繁埠頭」、「城南島」の場合実施する。		
～11項目	2項銅 目有 量試 驗項 目	(農用地)	mg/kg	125未満 昭和47.10総令66号
	砒素 (農用地)	mg/kg	15未満 昭和50.4総令31号	
	水銀及びその化合物	mg/kg	15以下 昭和46.12環告第59号付表2	
	カドミウム及びその化合物	mg/kg	45以下 日本産業規格 K0102 55.2、55.3又は55.4	
	鉛及びその化合物	mg/kg	150以下 日本産業規格 K0102 54	
	砒素及びその化合物	mg/kg	150以下 日本産業規格 K0102 61	
	六価クロム化合物	mg/kg	250以下 日本産業規格 K0102 65.2 (65.2.7を除く)	
	ふつ素及びその化合物	mg/kg	4000以下 日本産業規格 K0102 34.1、34.4 昭和46.12環告第59号付表7	
	ほう素及びその化合物	mg/kg	4000以下 日本産業規格 K0102 47.1、47.3、47.4	
	セレン及びその化合物	mg/kg	150以下 日本産業規格 K0102 67.2、67.3、67.4	
～	シアニン化合物	mg/kg	50以下 日本産業規格 K0102 38(38.1.1及び38の備考11の方法を除く) 昭和46.12環告第59号付表1	
	備考	2項目、9項目、11項目の実施区分は資料2-2を参照。		

#### ◎ダイオキシン類の含有濃度試験について

- 試験は、専門の機関（特定計量証明事業者）に依頼する。
- 試験結果は、「特定濃度計量証明書」または「試験成績書（分析結果）と特定計量証明事業者認定証写し」を提出する。
- 試験頻度は、土質区分毎、かつ同一土質区分で $5,000\text{m}^3$ 毎に1回実施する。（異なる受入地有り）
- 試料は、原則として、各層の深さ $5\text{cm}$ の土壤について、5地点混合方式で採取する。
- 基準値については、土壤 $1,000\text{p g-T EQ/g}$ 以下、水底の底質 $150\text{p g-T EQ/g}$ 以下とする。
- 判断基準は「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）による。
- 検定方法は、「ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル」（平成21年3月環境省）、「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（平成21年3月環境省）による。

#### ◎土質試験について

- 試料は、各層の代表的な土を採取する。

試験項目	試験方法	試験頻度	
土の密度試験	JIS A 1202	受入地が 「江戸川河川事務所の受入地」、 「利根川上流河川事務所の受入地」、 「水谷調節池」、「厚木環状3号」 「羽田空港跡地地区」、「上武大橋左岸」 の場合 ↓ 土質区分毎に1回実施 ※土のpH試験★については、 「江戸川河川事務所の受入地」、 「羽田空港跡地地区」の場合は不要	受入地が 「羽生上岩瀬地区」、「秋ヶ瀬ヤード」、 「西遊馬ヤード」、「板橋区板橋」 の場合 ↓ 土質区分毎、 かつ同一土質区分で $5,000\text{m}^3$ 毎に1回実施
土の含水比試験	JIS A 1203		
土の粒度試験	JIS A 1204		
突き固めによる土の締固め試験	JIS A 1210		
締固めた土のコーン指指数試験	JIS A 1228		
土のpH試験★	JGS 0211		
土の工学的分類法	JGS 0051		
土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205		
土の湿潤密度試験	JIS A 1225	受入地が 「利根川上流河川事務所の受入地」、 「厚木環状3号」、「上武大橋左岸」の場合 → 土質区分毎に1回実施	受入地が 「板橋区板橋」の場合 → 土質区分毎、かつ同一土質区分で $5,000\text{m}^3$ 毎に1回実施
土の透水試験	JIS A 1218		

★:土質試験におけるpH値は、水質汚濁防止法の許容限度 $5.8$ 以上 $8.6$ 以下を満足すること。

#### [注意事項]

- ※ 受入日は、日曜日・国民の祝日（振替日を含む）、夏季休暇（旧盆等）、年末年始を除く平常日とし、土曜日については別途受入地ごとに定める。  
なお、受入時間は $8:30$ ～ $16:30$ が標準である。

#### ※ 申請手続きに必要な標準処理日数

U C R 内審査		U C R 外審査	
1週間 (全受入地)	2週間	千葉県等土砂条例手続き	市川港（中継基地）、大磯町大磯港（中継基地） 横浜鈴繁埠頭（中継基地）、城南島（中継基地）
		相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例手続き、 通行禁止道路通行許可手続き	相模原市相模原
	1週間	栃木県土砂条例等手続き	三郷市番匠免（中継基地）
		和歌山県・愛媛県土砂条例等手続き	横須賀市久里浜港（中継基地）

※ これらの期間は標準的なものであり、案件や協議時期によっては多くの期間がかかることがあります。

- ※ 千葉県内の受入地に1工事当り $5,000\text{m}^3$ を超える土砂を搬入する場合、千葉県「土砂運搬適正化対策要綱」に基づく協議が必要となります。  
※ 試験に要する概ねの日数

- 地質分析試験…約2週間
  - ダイオキシン…約4週間
  - 土質試験…約2週間
- なお、試験データー等必要な添付資料がないものは受付できません。

## 2021年度 UCR受入地別建設発生土の特定有害物質等試験項目一覧表

受入地 名 称		鴻巣・行田地区ヤード		江戸川流山ヤード、羽生上岩瀬地区、水谷調節池、江戸川右岸金杉ヤード、江戸川吉川ヤード、秋ヶ瀬ヤード、西遊馬ヤード、厚木環状3号線、板橋区板橋、江戸川山王ヤード			
特 定 有 害 物 質 試 験	溶 出 試 験	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	
		カドミウム	0.003mg/l以下	「土壤の汚染に 係る環境基準に ついて」 (平成3年8月23 日環境庁告示第 46号付表)	カドミウム	0.003mg/l以下	
		全シアン	不検出		全シアン	不検出	
		有機リン	不検出		有機リン	不検出	
		鉛	0.01mg/l以下		鉛	0.01mg/l以下	
		六価クロム	0.05mg/l以下		六価クロム	0.05mg/l以下	
		砒素	0.01mg/l以下		砒素	0.01mg/l以下	
		総水銀	0.0005mg/l以下		総水銀	0.0005mg/l以下	
		アルキル水銀	不検出		アルキル水銀	不検出	
		PCB	不検出		PCB	不検出	
		ジクロロメタン	0.02mg/l以下		ジクロロメタン	0.02mg/l以下	
		四塩化炭素	0.002mg/l以下		四塩化炭素	0.002mg/l以下	
		クロロエチレン	0.002mg/l以下		クロロエチレン	0.002mg/l以下	
		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	
		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	
		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	
		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	
		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	
		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	
		1,3-ジクロロブロベン	0.002mg/l以下		1,3-ジクロロブロベン	0.002mg/l以下	
		チウラム	0.006mg/l以下		チウラム	0.006mg/l以下	
		シマジン	0.003mg/l以下		シマジン	0.003mg/l以下	
		チオベンカルブ	0.02mg/l以下		チオベンカルブ	0.02mg/l以下	
		ベンゼン	0.01mg/l以下		ベンゼン	0.01mg/l以下	
		セレン	0.01mg/l以下		セレン	0.01mg/l以下	
		ふつ素	0.8mg/l以下		ふつ素	0.8mg/l以下	
		ほう素	1mg/l以下		ほう素	1mg/l以下	
		1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下		1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	
			5.8以上8.6以下				
			15mg/l以下				
含有試験	含有試験	銅(農用地)	125mg/kg未満	昭和47.総令66号、 昭和50.総令31号	水銀及びその化合物	15mg/kg以下	
		砒素(農用地)	15mg/kg未満		カドミウム及びその化合物	45mg/kg以下	
					鉛及びその化合物	150mg/kg以下	
					砒素及びその化合物	150mg/kg以下	
					六価クロム化合物	250mg/kg以下	
					ふつ素及びその化合物	4000mg/kg以下	
					ほう素及びその化合物	4000mg/kg以下	
					セレン及びその化合物	150mg/kg以下	
					遊離シアン	50mg/kg以下	
		ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g以下		ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g以下	
土質試験		不要(事前にサンプル土による発芽試験を受け入れ側で実施)		必要(詳細はUCRホームページ参照)			
試験頻度		1回/5,000m <sup>3</sup>		1回/5,000m <sup>3</sup>			

受入地 名 称		加須市旗井、羽生市堤、羽生市上川俣、 上新郷防災ステーション、三田ヶ谷ヤード、 渡良瀬川右岸河川敷、羽田空港跡地地区、 五霞町大福田、上武大橋左岸		青梅地区(工)、(才)、(力)、(キ)、(ケ) 八王子地区(2)、(5)		
特 定 有 害 物 質 試 験	溶 出 試 験	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値
		カドミウム	0.003mg/l以下	「土壤の汚染に 係る環境基準に について」 (平成3年8月23 日環境庁告示第 46号付表)	カドミウム	0.003mg/l以下
		全シアン	不検出		全シアン	不検出
		有機リン	不検出		有機リン	不検出
		鉛	0.01mg/l以下		鉛	0.01mg/l以下
		六価クロム	0.05mg/l以下		六価クロム	0.05mg/l以下
		砒素	0.01mg/l以下		砒素	0.01mg/l以下
		総水銀	0.0005mg/l以下		総水銀	0.0005mg/l以下
		アルキル水銀	不検出		アルキル水銀	不検出
		PCB	不検出		PCB	不検出
		ジクロロメタン	0.02mg/l以下		ジクロロメタン	0.02mg/l以下
		四塩化炭素	0.002mg/l以下		四塩化炭素	0.002mg/l以下
		クロロエチレン	0.002mg/l以下		クロロエチレン	0.002mg/l以下
		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下
		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下
		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下
		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下
		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
		1,3-ジクロロブロベン	0.002mg/l以下		1,3-ジクロロブロベン	0.002mg/l以下
		チウラム	0.006mg/l以下		チウラム	0.006mg/l以下
		シマジン	0.003mg/l以下		シマジン	0.003mg/l以下
		チオベンカルブ	0.02mg/l以下		チオベンカルブ	0.02mg/l以下
		ベンゼン	0.01mg/l以下		ベンゼン	0.01mg/l以下
		セレン	0.01mg/l以下		セレン	0.01mg/l以下
		ふつ素	0.8mg/l以下		ふつ素	0.8mg/l以下
		ほう素	1mg/l以下		ほう素	1mg/l以下
		1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下			
含有試験	含有試験	水銀及びその化合物	15mg/kg以下	土壤含有量調査に 係る測定方法を定める件 (平成15年3月6日環境 省告示第19号) 昭和47.6.6号、 昭和50.3.31号	水銀及びその化合物	15mg/kg以下
		カドミウム及びその化合物	45mg/kg以下		カドミウム及びその化合物	45mg/kg以下
		鉛及びその化合物	150mg/kg以下		鉛及びその化合物	150mg/kg以下
		砒素及びその化合物	150mg/kg以下		砒素及びその化合物	150mg/kg以下
		六価クロム化合物	250mg/kg以下		六価クロム化合物	250mg/kg以下
		ふつ素及びその化合物	4000mg/kg以下		ふつ素及びその化合物	4000mg/kg以下
		ほう素及びその化合物	4000mg/kg以下		ほう素及びその化合物	4000mg/kg以下
		セレン及びその化合物	150mg/kg以下		セレン及びその化合物	150mg/kg以下
		遊離シアン	50mg/kg以下		遊離シアン	50mg/kg以下
		銅(農用地)	125mg/kg未満			
土質試験	試験頻度	必要(詳細はUCRホームページ参照)		不要(但し、改良土はpH試験が必要)		
		1回/5,000m <sup>3</sup>		1回/5,000m <sup>3</sup>		

受入地 名 称		相模原市相模原			横須賀市久里浜港			三郷市番匠免 大磯町大磯港				
特 定 有 害 物 質 試 験	溶 出 試 験	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法		
		カドミウム	0.003mg/l以下		カドミウム	0.003mg/l以下		カドミウム	0.003mg/l以下			
		全シアン	不検出		全シアン	不検出		全シアン	不検出			
		有機リン	不検出		有機リン	不検出		有機リン	不検出			
		鉛	0.01mg/l以下		鉛	0.01mg/l以下		鉛	0.01mg/l以下			
		六価クロム	0.05mg/l以下		六価クロム	0.05mg/l以下		六価クロム	0.05mg/l以下			
		砒素	0.01mg/l以下		砒素	0.01mg/l以下		砒素	0.01mg/l以下			
		総水銀	0.0005mg/l以下		総水銀	0.0005mg/l以下		総水銀	0.0005mg/l以下			
		アルキル水銀	不検出		アルキル水銀	不検出		アルキル水銀	不検出			
		PCB	不検出		PCB	不検出		PCB	不検出			
		ジクロロメタン	0.02mg/l以下		ジクロロメタン	0.02mg/l以下		ジクロロメタン	0.02mg/l以下			
		四塩化炭素	0.002mg/l以下		四塩化炭素	0.002mg/l以下		四塩化炭素	0.002mg/l以下			
		クロロエチレン	0.002mg/l以下		クロロエチレン	0.002mg/l以下		クロロエチレン	0.002mg/l以下			
		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	「土壤の汚染 に係る環境 基準につい て」 (平成3年8月 23日環境庁 告示第46号 付表)	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	「土壤の汚染 に係る環境 基準につい て」 (平成3年8月 23日環境庁 告示第46号 付表)	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	「土壤の汚染 に係る環境 基準につい て」 (平成3年8月 23日環境庁 告示第46号 付表)	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下
		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下
		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下
		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下
		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l以下		1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l以下		1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l以下			
チウラム	0.006mg/l以下	チウラム	0.006mg/l以下		チウラム	0.006mg/l以下		チウラム	0.006mg/l以下			
シマジン	0.003mg/l以下	シマジン	0.003mg/l以下		シマジン	0.003mg/l以下		シマジン	0.003mg/l以下			
チオベンカルブ	0.02mg/l以下	チオベンカルブ	0.02mg/l以下		チオベンカルブ	0.02mg/l以下		チオベンカルブ	0.02mg/l以下			
ベンゼン	0.01mg/l以下	ベンゼン	0.01mg/l以下		ベンゼン	0.01mg/l以下		ベンゼン	0.01mg/l以下			
セレン	0.01mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下		セレン	0.01mg/l以下		セレン	0.01mg/l以下			
ふつ素	0.8mg/l以下	ふつ素	0.8mg/l以下		ふつ素	0.8mg/l以下		ふつ素	0.8mg/l以下			
ほう素	1mg/l以下	ほう素	1mg/l以下		ほう素	1mg/l以下		ほう素	1mg/l以下			
1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下		1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下		1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下			
含有試験												
土 質 試 験	不 要			不 要			不 要					
試 験 頻 度	1回/5,000m <sup>3</sup>			1回/ <u>4,000m<sup>3</sup></u>			1回/5,000m <sup>3</sup>					

受入地 名 称		市川港 ※ 城南島 ※ 横浜鈴繁埠頭 ※			小山町新柴					
		試験項目		基準値	検定方法	試験項目	基準値			
特 定 有 害 物 質 試 験	溶 出 試 験	カドミウム	0.003mg/l以下	「土壤の汚染に 係る環境基準に ついて」 (平成3年8月23 日環境庁告示第 46号付表)	カドミウム	0.003mg/l以下	「土壤の汚染に 係る環境基準に ついて」 (平成3年8月23 日環境庁告示第 46号付表)			
		全シアン	不検出		全シアン	不検出				
		有機リン	不検出		有機リン	不検出				
		鉛	0.01mg/l以下		鉛	0.01mg/l以下				
		六価クロム	0.05mg/l以下		六価クロム	0.05mg/l以下				
		砒素	0.01mg/l以下		砒素	0.01mg/l以下				
		総水銀	0.0005mg/l以下		総水銀	0.0005mg/l以下				
		アルキル水銀	不検出		アルキル水銀	不検出				
		PCB	不検出		PCB	不検出				
		ジクロロメタン	0.02mg/l以下		ジクロロメタン	0.02mg/l以下				
		四塩化炭素	0.002mg/l以下		四塩化炭素	0.002mg/l以下				
		クロロエチレン	0.002mg/l以下		クロロエチレン	0.002mg/l以下				
		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下				
		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下				
		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下				
		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下				
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下				
		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下				
		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下				
		1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l以下		1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l以下				
		チウラム	0.006mg/l以下		チウラム	0.006mg/l以下				
		シマジン	0.003mg/l以下		シマジン	0.003mg/l以下				
		チオベンカルブ	0.02mg/l以下		チオベンカルブ	0.02mg/l以下				
		ベンゼン	0.01mg/l以下		ベンゼン	0.01mg/l以下				
		セレン	0.01mg/l以下		セレン	0.01mg/l以下				
		ふつ素	0.8mg/l以下		ふつ素	0.8mg/l以下				
		ほう素	1mg/l以下		ほう素	1mg/l以下				
		1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下							
		水素イオン濃度	5.8以上8.6以下							
含有 試 験	含有 試 験	銅(農用地)	125mg/kg未満	昭和47. 総令66号 昭和50. 総令31号	銅(農用地)	125mg/kg未満	昭和47. 総令66号 昭和50. 総令31号			
		砒素(農用地)	15mg/kg未満		砒素(農用地)	15mg/kg未満				
土 質 試 験		不 要			不 要					
試 験 頻 度		1回/5,000m <sup>3</sup>			1回/5,000m <sup>3</sup>					

【注意】

※ 市川港、城南島、横浜鈴繁埠頭は特定有害物質基準値の8割までを受入対象とする。

※試料採取方法は受入地により異なるため、必ず事前に当社担当に確認してください。

事前の確認がない場合、再度の地質分析をお願いしたり、受け入れをお断りすることもあります。

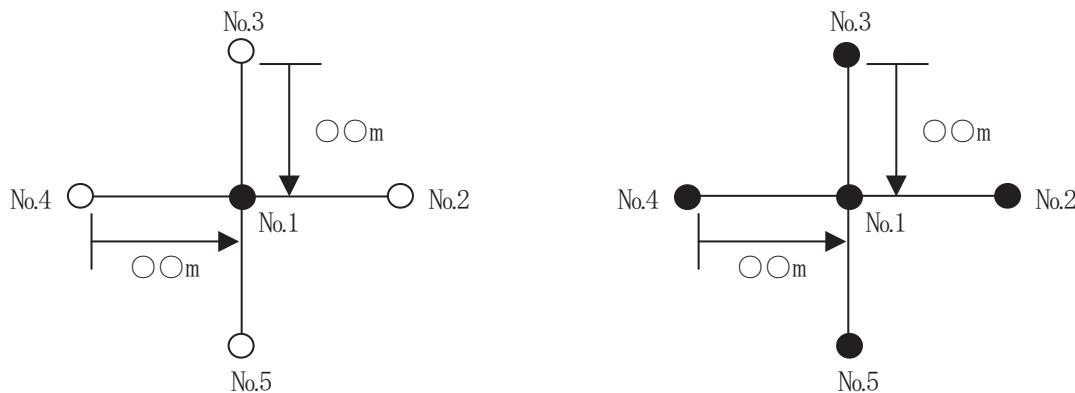
※「市川港」「横浜鈴繁埠頭」「大磯町大磯港」「城南島」「横須賀市久里浜港」へ搬出する場合の試料採取方法等は次頁以降を参照してください。

## 地質分析・ダイオキシン類の含有濃度試験の試料採取方法及び写真撮影

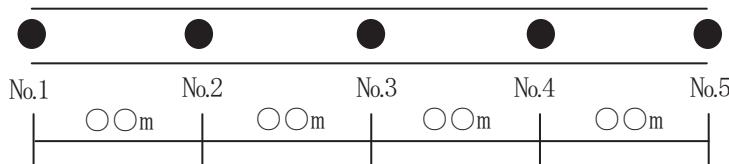
### (5地点混合方式)

現場内で偏らないよう採取地点（No.1～No.5）を決定する。

（受入地の所在する都県市による採取方法の指示や掘削現場の広さなどにより採取方法が異なる場合もあります。試料採取前に担当者にご相談願います。）



（道路工事等で延長が長い現場）



（凡例）試料採取位置

- 挥発性物質を含む地質分析試験全項目用
- 挥発性物質を除く地質分析試験項目用

- ① 採取前に路盤を含む舗装や植栽、コンクリートガラなど建設発生土以外のものを除去する。
- ② 上図 No.1～No.5 の各箇所で試料を採取する。  
深さは各地層の概ね50cm程度。（ダイオキシン類の含有濃度試験は深さ5cm。但し水底の底質は深さ10cm。）ただし、掘削深によっては採取深度を調整する場合があります。
- ③ 試料はチャック付ビニール袋等の密閉容器、揮発性物質検定用は遮光性のガラス瓶に隙間がないように詰める。
- ④ 上図採取箇所にポールやカラーコーンを立て全体を写真撮影する。
- ⑤ 各試料採取箇所の写真撮影（採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように）。
- ⑥ 各試料採取後1箇所に5箇所分の試料をまとめ、写真撮影をする。
- ⑦ 採取した試料は専門の機関で5試料を混合し、試験を行う。

## 地質分析・ダイオキシン類の含有濃度試験試料採取状況写真用黒板記入例

工 事 件 名	○○○○○新築工事		○写真はカラー写真。		
試料採取場所	No.1 GL - 3.5m		○検査試料採取調書と連動します。		
地質分析（濃度）試験試料採取状況			○工事名、採取場所、採取深度などが分かるようになります。		
試料採取者			○深さは地盤高さ（G L）からの下がりとします。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">採取日の当日又は翌日までに専門機関に分析を依頼してください。</span>		
所属	（株）○○○○○	立会者	○○○○		
氏名	○○○○○				
採取年月日	平成○○年○○月○○日				
施 工 者	○○○○建設	立会者	○○○○		

※p.70 p.72 に写真撮影方法を図示

※試料採取については、採取前に必ず事前に当社担当に確認してください。

事前の確認がない場合は、再度の地質分析をお願いしたり、受け入れをお断りすることもあります。

## 千葉県等に搬出する受入地における試料採取方法及び写真撮影

(「市川港」「横浜鈴繁埠頭」「大磯町大磯港」「城南島」)

(5 地点混合方式)

(凡例) 試料採取位置

● 振発性物質を含む地質分析試験全項目用

### 【敷地が四角に近い場合の試料採取】

(掘削平面)

○現場内で偏らないよう 5 地点採取する。

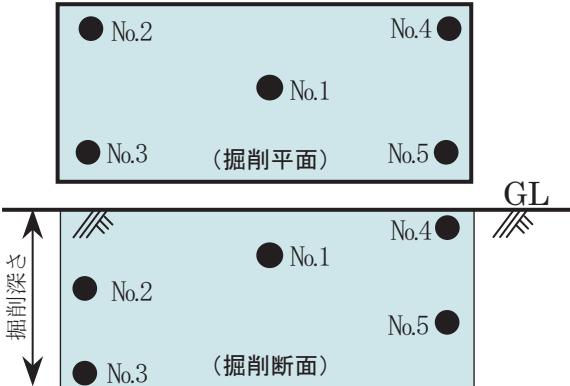
(掘削断面)

○採取深さは、表土部分から掘削床付け部分まで  
バランス良く採取する。

(例) 掘削深さ 5m の場合

GL-0.5m,-1.5m,-3.0m,-4.0m,-5.0m で採取する。

※5,000 m<sup>3</sup>毎に 1 検体（5 試料）採取してください。



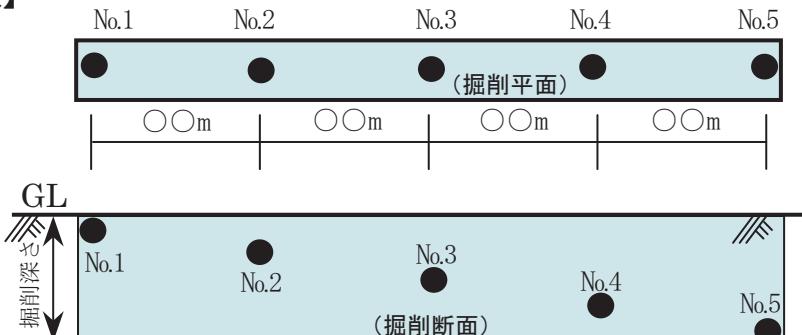
### 【敷地が延長方向に長い場合の試料採取】

(掘削平面)

○延長方向で 5 地点採取する。

(掘削断面)

○採取深さは、表土部分から掘削床付け  
部分までバランス良く採取する。



※汚染土の可能性のある場合は、検体数を増やす必要がありますので別途ご相談ください。

### 【採取及び写真撮影にあたっての注意事項】

- ① 採取前に路盤を含む舗装や植栽、コンクリートガラなど建設発生土以外のものを除去する。
- ② 上図 No.1 ~ No.5 の各箇所で試料を採取する。
- ③ 試料は各地点において、チャック付ビニール袋 及び遮光性のガラス瓶のそれに採取し、隙間ができないよう密閉する。
- ④ 採取状況写真に用いる黒板の記載事項は、前頁の記入例を参考にしてください。
- ⑤ 上図採取箇所にポールやカラーコーンを立て全体を写真撮影する。
- ⑥ 各試料採取箇所の写真撮影（採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように）。
- ⑦ 各試料採取後、1 箇所に 5 箇所分の試料（チャック付ビニール袋 5 個、ガラス瓶 5 個）をまとめ、写真撮影をする。
- ⑧ 採取した試料は専門の機関で 5 試料を混合し、試験を行う。

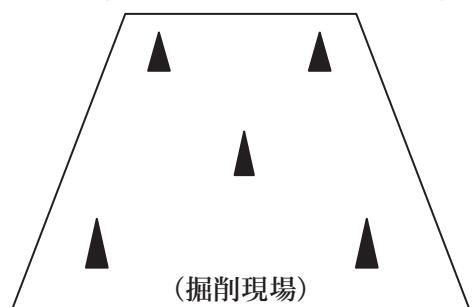
## 試料採取状況写真の撮影方法（「横須賀市久里浜港」の撮影方法は p.72）

試料採取状況の写真は次の7枚以上が必要です。

### 1 全景写真（1枚以上）

試料採取する全ての地点をカラーコーン等でマーキングし、一括撮影してください。

全ての位置が写らない場合は、位置関係が分かるようなるべく複数点を撮影してください。



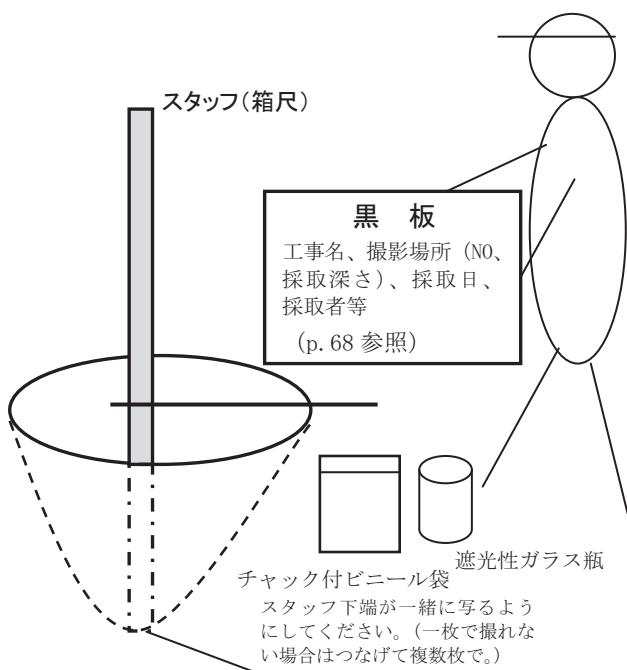
※採取地点は偏ないように全体に配置してください。



(道路等のように掘削現場の延長が幅より大きい場合)

(掘削現場の縦横比が正方形に近い形状の場合)

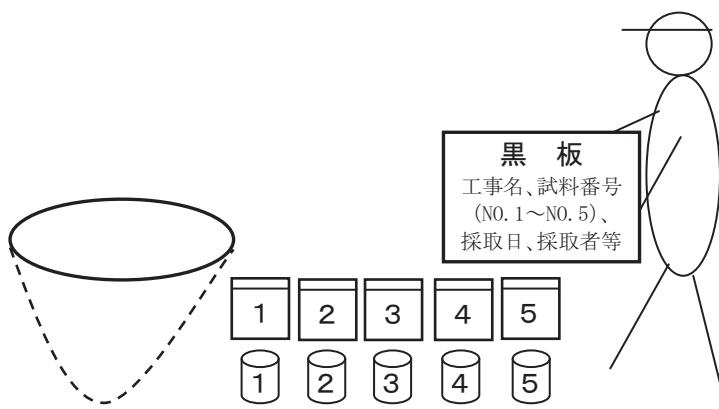
### 2 試料採取状況写真（各試料採取地点 1枚以上）



- ① 採取地点に穴を掘り、所定の深さから試料を採取し、チャック付きビニール袋及び遮光ガラス瓶に詰めてください。
- ② スタッフ（箱尺）等を採取穴の採取位置まで差し込み、地表からの深さが分かるように、地表位置で読みを示してください。
- ③ 黒板を添え、（採取穴の深さが分かるように）採取位置（スタッフ下端）及び地表面や採取した試料が一緒に写るように撮影してください。（1枚では写らない場合は2枚以上に分けて撮影してください。）

※ ポーリングで採取する場合はロッドの検尺状況を撮影してください。

### 3 採取試料の集合写真（原則、No.1の地点に5地点の試料を集合し、撮影。）



- ① 各地点で採取した試料を1か所に集めてください。
- ② 採取試料全て（チャック付ビニール袋入り試料5、遮光性ガラス瓶入り試料5あるいは1）を並べて、黒板を添えて撮影します。
- ③ 撮影後、速やかに分析機関へ搬入、分析を依頼してください。  
(試料採取の翌日までの依頼が必須です。)

※試料採取については、採取前に必ず事前に当社担当に確認してください。

事前の確認がない場合は、再度の地質分析をお願いしたり、受け入れをお断りすることもあります。

### 「横須賀市久里浜港」受入地における試料採取方法及び写真撮影

試料採取は必ず専門の機関（計量証明事業者（濃度））に依頼してください。

#### (5 地点混合方式)

##### 【敷地が四角に近い場合の試料採取】

(掘削平面)

○現場内で偏らないよう 5 地点採取する。

(掘削断面)

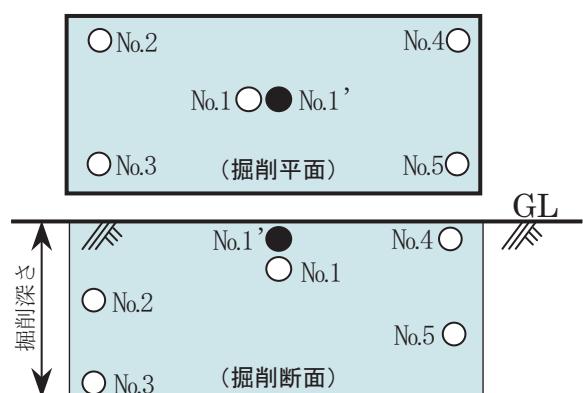
○採取深さは、表土部分から掘削床付け部分まで  
バランス良く採取する。

(例) 掘削深さ 5m の場合

GL-0.5m、-1.5m、-3.0m、-4.0m、-5.0m で採取する。

(凡例) 試料採取位置

- 揮発性物質地質分析試験項目
- 揥発性物質を除く地質分析試験項目



##### 【敷地が延長方向に長い場合の試料採取】

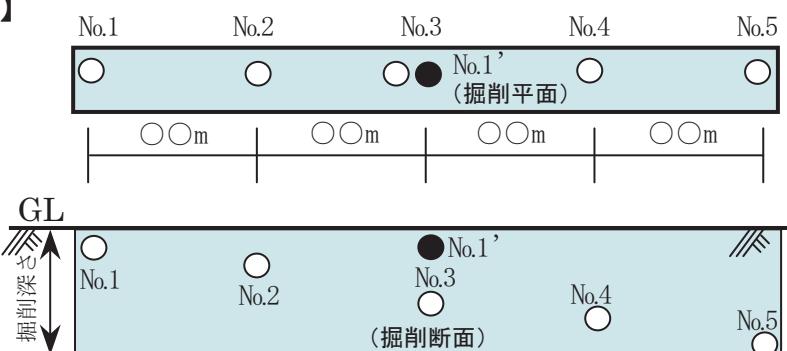
(掘削平面)

○延長方向で 5 地点採取する。

(掘削断面)

○採取深さは、表土部分から掘削床付け  
部分までバランス良く採取する。

土壤試験	溶出試験 : 28 項目
試料採取	第 1 種特定有害物質以外 : 5 地点混合 第 1 種特定有害物質 : 1 地点採取
必要資料	チャック付ビニール袋 : 5 試料 遮光性ガラス瓶 : 1 試料
試験頻度	4,000 m <sup>3</sup> /1 回



第 1 種特定有害物質に係るものについては、代表的な  
地点 1 地点において、50 cmまでのできるだけ深い位置  
で採取すること。

土質区分毎、かつ地山 4,000 m<sup>3</sup>毎に 1 検体（5 地点<sup>\*</sup>・  
試料混合）が必要  
※第 1 種特定有害物質は 1 地点

##### 【採取及び写真撮影にあたっての注意事項】

- ① 採取前に路盤を含む舗装や植栽、コンクリートガラなど建設発生土以外のものを除去する。
- ② 上図 No.1 ~ No.5 の各箇所で試料を採取する。
- ③ 試料は各地点において、チャック付ビニール袋 及び遮光性のガラス瓶のそれぞれに採取し、隙間ができないよう密閉する。
- ④ 採取状況写真に用いる黒板の記載事項は、p.68 の記入例を参考にしてください。
- ⑤ 上図採取箇所にポールやカラーコーンを立て全体を写真撮影する。
- ⑥ 各試料採取箇所の写真撮影（採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように）。
- ⑦ 各試料採取後、1 箇所に 5 箇所分の試料（チャック付ビニール袋 5 個、ガラス瓶 1 個）をまとめて、写真撮影をする。
- ⑧ 採取した試料は専門の機関で 5 試料を混合し、試験を行う。

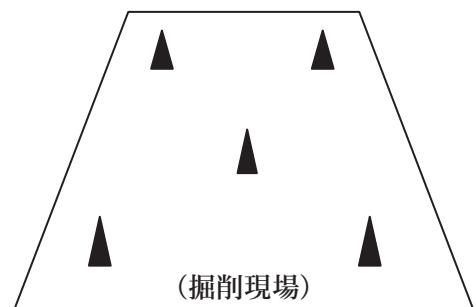
# 「横須賀市久里浜港」における試料採取状況写真の撮影方法

試料採取状況の写真は次の7枚以上が必要です。

## 1 全景写真（1枚以上）

試料採取する全ての地点をカラーコーン等でマーキングし、一括撮影してください。

全ての位置が写らない場合は、位置関係が分かるようなるべく複数点を撮影してください。



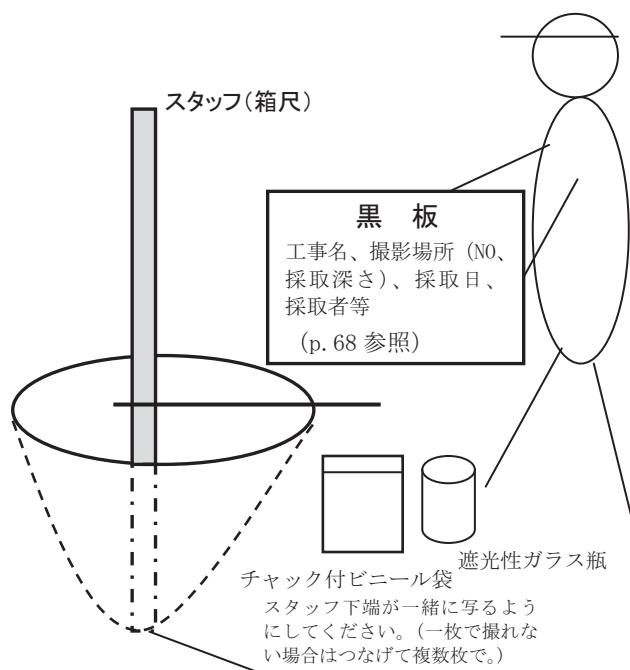
※採取地点は偏ないように全体に配置してください。



(道路等のように掘削現場の延長が幅より大きい場合)

(掘削現場の縦横比が正方形に近い形状の場合)

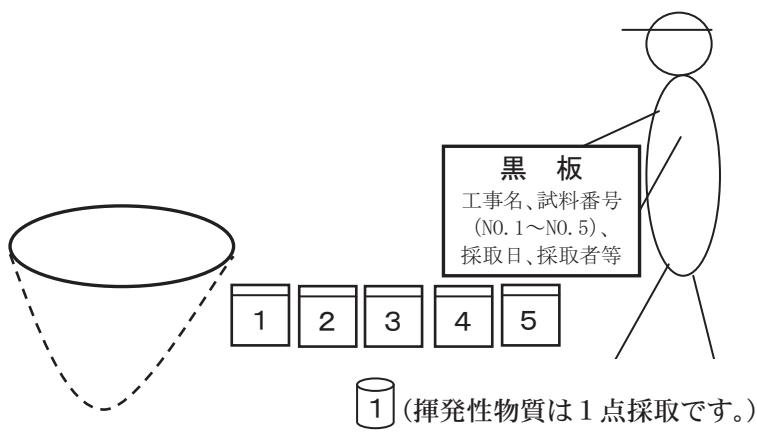
## 2 試料採取状況写真（各試料採取地点 1枚以上）



- ① 採取地点に穴を掘り、所定の深さから試料を採取し、チャック付きビニール袋及び遮光性ガラス瓶に詰めてください。
- ② スタッフ（箱尺）等を採取穴の採取位置まで差し込み、地表からの深さが分かるように、地表位置で読みを示してください。
- ③ 黒板を添え、（採取穴の深さが分かるように）採取位置（スタッフ下端）及び地表面や採取した試料が一緒に写るように撮影してください。（1枚では写らない場合は2枚以上に分けて撮影してください。）
- ④ 黒板を計量証明事業者の担当者が持ち撮影してください。

※ ポーリングで採取する場合はロッドの検尺状況を撮影してください。

## 3 採取試料の集合写真（原則、No.1の地点に5地点の試料を集合し、撮影。）



- ① 各地点で採取した試料を1か所に集めてください。
- ② 採取試料全て（チャック付ビニール袋入り試料5、遮光性ガラス瓶入り試料1）を並べて、黒板を添えて撮影します。
- ③ 撮影後、速やかに分析機関へ搬入、分析を依頼してください。  
(試料採取の翌日までの依頼が必須です。)

【メモ】

【メモ】